

平成19年度事業評価書要旨

平成19年9月
厚生労働省政策統括官付政策評価官室

目 次

平成19年度事業評価書(事前)要旨		ページ
整理番号		
1	産科医療機関確保事業	3
2	医師交代勤務等導入促進事業	5
3	女性医師復職研修支援事業	7
4	新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業	9
5	健康情報活用基盤実証事業	11
6	医療機関・公的機関等への個人防護服(PPE)の確保	13
7	医療クラスター(仮称)整備事業	15
8	再生医療推進基盤整備事業	17
9	糖尿病等の生活習慣病対策推進費	19
10	乳がん用マンモコイル緊急整備事業	21
11	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化	23
12	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設	24
13	ワークライフバランス推進事業	25
14	中小企業雇用安定化奨励金	27
15	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等	28
16	地域団塊世代雇用支援事業	30
17	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化	31
18	「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築	33
19	地域日常生活自立支援事業	35
20	精神障害者地域移行支援特別対策事業	37
21	ASEAN地域の健康確保対策事業	39

平成19年度事業評価書(事後)要旨		ページ
整理番号		
1	賃金不払残業の解消に向けた取組の推進	42
2	失業者向け生活関連情報提供サービス事業の実施(失業者への生活関連情報のハローワークによるワンストップでの提供体制の整備)	43
3	しごと情報ネットの拡充	45
4	若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化	47
5	日系人就業支援事業(日系人青少年に対するキャリア形成相談の実施)	48
6	一般事業主行動計画策定等支援事業	49
7	入所児童の家族調整などを図る家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置	50
8	児童自立生活援助事業の拡充	51
9	里親養育援助事業の創設	52
10	児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充	53

平成19年度成果重視事業評価書要旨		ページ
整理番号		
1	感染症発生動向調査事業	55
2	健康増進総合支援システム事業	56
3	マンモグラフィ緊急整備事業	57
4	厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化事業	58
5	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	59
6	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	60
7	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	61
8	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	62

平成19年度事業評価書（事前）要旨

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：医政局指導課

事業名	産科医療機関確保事業																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること</p>																		
事業の概要	<p>産科医療機関に対して、</p> <p>①産科医療機関に勤務する医療従事者の人件費 ②医師等の休日代替要員雇上経費 ③医療機器（分娩関係）等の購入費 ④遠隔地からの妊産婦、家族等の宿泊施設の賃上料等の運営費等の補助を行うことで、経営の安定化を図る。</p>																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 813 1453 846"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 分娩可能な医療機関の通減は全国的な問題となっているため、特に不採算となっている地域の医療については、行政機関が主体的に、地域差を生じることのないよう財政支出等の取組を行う必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="363 954 1453 987"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 分娩可能な医療機関の確保は、地方（都道府県）においても重要な課題ではあるが、医師の確保や医療機関の維持運営等が困難な状況が多く、これらを財政基盤の弱い市町村等に負担させるには限度があることや、全国どの地域においても国民すべてが一定水準の医療を享受できるような体制の必要性からすれば、財政支援を含め引き続き、国としても支援していく必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="363 1178 1453 1211"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> </tr> </table> <p>(理由) 民間の医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であることから、事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。</p> <table border="1" data-bbox="363 1319 1453 1352"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>(有の場合の整理の考え方) 近隣に分娩可能な医療機関がなく、かつ集約化・重点化が困難な産科医療機関については、一部、へき地医療機関の運営費等の補助を受けられるものもあるため、補助が重複しないよう交付要綱等に明記する。</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1543 1453 1576"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table> <p>本事業の実施により、産科医療機関の経営の安定化が図られ、当該医療機関が存在する地域において分娩の取扱いを継続できる体制の確保が図られることが期待される。</p> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1711 1453 1744"> <tr> <td>産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	事業の有効性	<input checked="" type="checkbox"/>	産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。	<input checked="" type="checkbox"/>
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無																	
事業の有効性	<input checked="" type="checkbox"/>																		
産科医療機関の経営の安定化を図るための費用を補助することで、その地域における分娩可能な医療機関を確保でき、最小限の費用から最大限の効果につなげることができる。	<input checked="" type="checkbox"/>																		

	<p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:566百万円)</p>										
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アウトプット指標</th> <th colspan="2">本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 当該事業の補助件数</td> <td colspan="2">当該事業の実施状況を見る指標</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> (調査名・資料出所、備考) ・ 指標は医政局指導課調べ。 </td> </tr> </tbody> </table>			アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明		1 当該事業の補助件数	当該事業の実施状況を見る指標		(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は医政局指導課調べ。	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明										
1 当該事業の補助件数	当該事業の実施状況を見る指標										
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標は医政局指導課調べ。											
関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)								

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：医政局医事課

事業名	医師交代勤務等導入促進事業																															
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 地域において適切かつ効率的に医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策目標 1-1 日常生活圏の中で必要な医療が提供できる体制を整備すること</p>																															
事業の概要	<p>産科、小児科等の勤務医師の過重な労働時間の解消に向け、退職医師、開業医等を活用し、交代勤務制、変則勤務制等を導入する病院に対して、勤務体制の導入に必要な経費を補助し、勤務環境の改善を促進する。</p>																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="379 763 1469 1384"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 病院勤務医の確保が困難となっている中で、勤務環境の改善に対しては、個々の医療機関における取組だけでなく、地域医療の確保を図る観点から、行政による積極的な関与が必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 医療法においては、医療従事者の確保を含む地域の医療提供体制の確保について、都道府県が中心となって取り組むとともに、国は都道府県の取組を支援することとなっている。また、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の勤務環境の改善が盛り込まれており、全国的に重要な課題となっている。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であり、公平性など事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="379 1435 1469 1552"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>当該事業を実施し、病院勤務医の勤務環境の改善効果が広がることによって、ひいては、質の高い医療提供体制の確保が図られる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="379 1603 1469 1720"> <tr> <td>病院勤務医の勤務環境と比べ、比較的余裕がある開業医を有効に活用すること、また、貴重な医療資源である退職医師を活用すること等によって、効率的な医療資源の配分が行われ、医師の偏在問題の解消につながる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:426百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 病院勤務医の確保が困難となっている中で、勤務環境の改善に対しては、個々の医療機関における取組だけでなく、地域医療の確保を図る観点から、行政による積極的な関与が必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 医療法においては、医療従事者の確保を含む地域の医療提供体制の確保について、都道府県が中心となって取り組むとともに、国は都道府県の取組を支援することとなっている。また、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の勤務環境の改善が盛り込まれており、全国的に重要な課題となっている。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であり、公平性など事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	当該事業を実施し、病院勤務医の勤務環境の改善効果が広がることによって、ひいては、質の高い医療提供体制の確保が図られる。	病院勤務医の勤務環境と比べ、比較的余裕がある開業医を有効に活用すること、また、貴重な医療資源である退職医師を活用すること等によって、効率的な医療資源の配分が行われ、医師の偏在問題の解消につながる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 病院勤務医の確保が困難となっている中で、勤務環境の改善に対しては、個々の医療機関における取組だけでなく、地域医療の確保を図る観点から、行政による積極的な関与が必要である。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 医療法においては、医療従事者の確保を含む地域の医療提供体制の確保について、都道府県が中心となって取り組むとともに、国は都道府県の取組を支援することとなっている。また、政府・与党でとりまとめた「緊急医師確保対策について」(平成19年5月31日)においても、病院勤務医の勤務環境の改善が盛り込まれており、全国的に重要な課題となっている。																																
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																														
(理由) 医療機関の取組に係る費用の一部を補助する事業であり、公平性など事業の性質上、民営化や外部委託は困難である。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
事業の有効性	当該事業を実施し、病院勤務医の勤務環境の改善効果が広がることによって、ひいては、質の高い医療提供体制の確保が図られる。																															
病院勤務医の勤務環境と比べ、比較的余裕がある開業医を有効に活用すること、また、貴重な医療資源である退職医師を活用すること等によって、効率的な医療資源の配分が行われ、医師の偏在問題の解消につながる。																																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 当該事業の補助件数 (調査名・資料出所、備考)	当該事業の実施状況を見る指標
<ul style="list-style-type: none"> 指標は、医政局医事課調べ。 	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局医事課

事業名	女性医師復職研修支援事業																																			
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること 施策目標 2-1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること																																			
事業の概要	都道府県が受付・相談窓口を設置し、復職を希望する女性医師に対し、研修受入医療機関の紹介や、復帰後の勤務形態に応じた復帰研修を実施することにより、再就業の促進を図るものである。 (交付先:都道府県、補助率:1/2)																																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 763 1458 1323"> <tr> <td data-bbox="368 763 1166 815">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 763 1246 815"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td data-bbox="1246 763 1326 815">無</td> <td data-bbox="1326 763 1458 815">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 815 1458 898">(理由) 全国各地の医師不足を訴える声は日増しに大きくなっており、医師不足等の問題は、国・地方自治体の行政機関が主体的に取り組まなければ解決が困難な問題である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 898 1166 949">国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 898 1246 949"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td data-bbox="1246 898 1326 949">無</td> <td data-bbox="1326 898 1458 949">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 949 1458 1032">(理由) 医師不足等の解消に向けた取組が着実に図られ、各都道府県の医療提供体制の確保に繋がるものであり、全国的な観点より国においても支援していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1032 1166 1084">民営化や外部委託の可否</td> <td data-bbox="1166 1032 1246 1084"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td data-bbox="1246 1032 1326 1084">否</td> <td data-bbox="1326 1032 1458 1084"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1084 1458 1211">(理由) 女性医師に対する復職支援研修は先駆的な取組であり、復職を目指す女性医師に対して手厚い対応・指導体制をとること等から不採算事業であるため、民営化にはなじまない事業であるが、地方公共団体が地域医師会や医療法人等に事業の外部委託を行うことは可能である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1211 1166 1263">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td data-bbox="1166 1211 1246 1263">有</td> <td data-bbox="1246 1211 1326 1263"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td data-bbox="1326 1211 1458 1263"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1263 1458 1323">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1379 1458 1518"> <tr> <td data-bbox="368 1379 1458 1431">事業の有効性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1431 1458 1518">女性医師からの復帰研修申込や再就業先相談に対応する受付・相談窓口を都道府県に設置することにより、効果的・効率的な研修受入機関の決定及び研修の実施が図られ、女性医師の再就業の促進、さらには医師確保につながる事となる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1603 1458 1720"> <tr> <td data-bbox="368 1603 1458 1720">受付・相談窓口という形態をとり、再就業医療機関からの情報提供等を活用することにより、再就業に係る研修の紹介・実施を効率的に行うことができる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:520百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	(理由) 全国各地の医師不足を訴える声は日増しに大きくなっており、医師不足等の問題は、国・地方自治体の行政機関が主体的に取り組まなければ解決が困難な問題である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	(理由) 医師不足等の解消に向けた取組が着実に図られ、各都道府県の医療提供体制の確保に繋がるものであり、全国的な観点より国においても支援していく必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否		(理由) 女性医師に対する復職支援研修は先駆的な取組であり、復職を目指す女性医師に対して手厚い対応・指導体制をとること等から不採算事業であるため、民営化にはなじまない事業であるが、地方公共団体が地域医師会や医療法人等に事業の外部委託を行うことは可能である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	女性医師からの復帰研修申込や再就業先相談に対応する受付・相談窓口を都道府県に設置することにより、効果的・効率的な研修受入機関の決定及び研修の実施が図られ、女性医師の再就業の促進、さらには医師確保につながる事となる。	受付・相談窓口という形態をとり、再就業医療機関からの情報提供等を活用することにより、再就業に係る研修の紹介・実施を効率的に行うことができる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																	
(理由) 全国各地の医師不足を訴える声は日増しに大きくなっており、医師不足等の問題は、国・地方自治体の行政機関が主体的に取り組まなければ解決が困難な問題である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																	
(理由) 医師不足等の解消に向けた取組が着実に図られ、各都道府県の医療提供体制の確保に繋がるものであり、全国的な観点より国においても支援していく必要がある。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否																																		
(理由) 女性医師に対する復職支援研修は先駆的な取組であり、復職を目指す女性医師に対して手厚い対応・指導体制をとること等から不採算事業であるため、民営化にはなじまない事業であるが、地方公共団体が地域医師会や医療法人等に事業の外部委託を行うことは可能である。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
女性医師からの復帰研修申込や再就業先相談に対応する受付・相談窓口を都道府県に設置することにより、効果的・効率的な研修受入機関の決定及び研修の実施が図られ、女性医師の再就業の促進、さらには医師確保につながる事となる。																																				
受付・相談窓口という形態をとり、再就業医療機関からの情報提供等を活用することにより、再就業に係る研修の紹介・実施を効率的に行うことができる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	就業女性医師数	本事業の実施により、女性医師の再就業が図られ、就業女性医師数が増加する。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、「医師・歯科医師・薬剤師調査」(大臣官房統計情報部調べ)(隔年の12月31日現在)による。平成18年の数値については現在集計中で、平成19年12月に確定値等公表予定。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局看護課

事業名	新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業																																			
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること 施策目標 2-2 医療従事者の資質の向上を図ること																																			
事業の概要	現在、新人看護師の研修は就職先の医療機関で行われており、その方法、内容等もまちまちである。平成19年度において、こうした新人看護師の研修のあり方について検討を行うこととしているが、そこでの成果を踏まえ、効果的かつ効率的な研修方法を普及させていくことがこうした課題への対応として重要であることから、看護師学校養成所の卒後直後の新人看護師に対する研修をモデル的に実施し、データを収集し全国的に普及させるための事業を行うものである。																																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 779 1458 1339"> <tr> <td data-bbox="368 779 1166 813">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 779 1246 813"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="1246 779 1326 813">無</td> <td data-bbox="1326 779 1458 813">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 813 1458 913">(理由) 民間等の医療機関による個々の活動のみでは、データ収集やその全国的な普及は困難であるため、行政の関与が不可欠である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 913 1166 947">国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 913 1246 947"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="1246 913 1326 947">無</td> <td data-bbox="1326 913 1458 947">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 947 1458 1048">(理由) データ収集を基本とする以上、各都道府県が主体となって行うのではなく、国が行うことにより、全国的に普及させることが可能である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1048 1166 1081">民営化や外部委託の可否</td> <td data-bbox="1166 1048 1246 1081"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="1246 1048 1326 1081">否</td> <td data-bbox="1326 1048 1458 1081"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1081 1458 1193">(理由) モデル事業であるため、将来的には、民間主体で事業を行うことは可能である。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1193 1166 1227">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td data-bbox="1166 1193 1246 1227">有</td> <td data-bbox="1246 1193 1326 1227"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="1326 1193 1458 1227">無</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1227 1458 1339">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1397 1458 1509"> <tr> <td data-bbox="368 1397 576 1431">事業の有効性</td> <td data-bbox="576 1397 1458 1509">卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うことで、効果的かつ効率的な研修方法を普及していき、新人看護師の離職率の低下、医療安全の確保につながるようになる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1603 1458 1688"> <tr> <td data-bbox="368 1603 1458 1688">これまで就職先の医療機関において方法、内容等まちまちだった新人看護師の研修が、データを収集し、そこでのデータを踏まえ、研修内容を検討することにより、全国的に効果的かつ効率的な研修方法が普及するようになる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:490百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由) 民間等の医療機関による個々の活動のみでは、データ収集やその全国的な普及は困難であるため、行政の関与が不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由) データ収集を基本とする以上、各都道府県が主体となって行うのではなく、国が行うことにより、全国的に普及させることが可能である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	否		(理由) モデル事業であるため、将来的には、民間主体で事業を行うことは可能である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うことで、効果的かつ効率的な研修方法を普及していき、新人看護師の離職率の低下、医療安全の確保につながるようになる。	これまで就職先の医療機関において方法、内容等まちまちだった新人看護師の研修が、データを収集し、そこでのデータを踏まえ、研修内容を検討することにより、全国的に効果的かつ効率的な研修方法が普及するようになる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																	
(理由) 民間等の医療機関による個々の活動のみでは、データ収集やその全国的な普及は困難であるため、行政の関与が不可欠である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																	
(理由) データ収集を基本とする以上、各都道府県が主体となって行うのではなく、国が行うことにより、全国的に普及させることが可能である。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	否																																		
(理由) モデル事業であるため、将来的には、民間主体で事業を行うことは可能である。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無																																	
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	卒後直後からの新人看護師に対する研修を行うことで、効果的かつ効率的な研修方法を普及していき、新人看護師の離職率の低下、医療安全の確保につながるようになる。																																			
これまで就職先の医療機関において方法、内容等まちまちだった新人看護師の研修が、データを収集し、そこでのデータを踏まえ、研修内容を検討することにより、全国的に効果的かつ効率的な研修方法が普及するようになる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1 新人看護職員離職率	本事業により新人看護職員の離職率の低下を目標
(調査名・資料出所、備考)	
<ul style="list-style-type: none"> 指標は、(社)日本看護協会「病院における看護職員需給状況調査」結果概要(速報)による(新人看護職員：H15～調査)。なお、平成18年の数値は現在集計中であり、平成20年1～2月に公表予定である。 	

	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)			

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局研究開発振興課医療機器・情報室

事業名	健康情報活用基盤実証事業																	
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること</p> <p>施策目標 3-1 医療情報化インフラの普及を推進すること</p>																	
事業の概要	<p>電子化される健康情報の高度利活用を図るため、医療・健診等データの相互利用をはじめとする情報共有のための方策、情報技術者のいない医療機関において医療情報を長期にわたり安全に保管するための方策及び個人の健康情報を有効に医療に活用するための方策について検討を行う。</p>																	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="360 779 1449 813"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 医療分野のIT化の推進は、内閣に設置されたIT戦略本部によるIT新改革戦略等で掲げられた政府決定の方針であり、技術的中立性を図るうえでも行政の主導の下にIT化を促進するための種々の施策を講じる必要がある。また本事業は実証事業であり、採算性の観点から行政の主導が必要とされる。</p> <table border="1" data-bbox="360 947 1449 981"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 本事業を実施するにあたり技術的、運用的および制度的課題が抽出されることが予想され、特に制度面の課題解決については、国が制度を所管していることから、国主導で実施する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="360 1081 1449 1115"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td><input type="checkbox"/> 否</td> </tr> </table> <p>(理由) 診療情報の外部保存先として容認されている地方自治体等への委託が可能である。</p> <table border="1" data-bbox="360 1171 1449 1205"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> </tr> </table> <p>(有の場合の整理の考え方) 本事業は厚生労働省、総務省、経済産業省の3省連携の下実施するものであるが、各々が担うべき役割等は異なるものである。そのため、重複等の問題については整理されている。</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="360 1406 1449 1518"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>本事業の目標達成により健康情報を医療へ活用できるようになり、医療の質の向上等が期待される。しかしながら、解決すべき課題も多数存在し、それらを抽出・解決するため、実際に実証事業として行うものである。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="360 1585 1449 1675"> <tr> <td>重点計画2007に掲げられた健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを構築するため、各省が連携して分野横断的に取り組むこととしており、効率性は高い。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:145百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	事業の有効性	本事業の目標達成により健康情報を医療へ活用できるようになり、医療の質の向上等が期待される。しかしながら、解決すべき課題も多数存在し、それらを抽出・解決するため、実際に実証事業として行うものである。	重点計画2007に掲げられた健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを構築するため、各省が連携して分野横断的に取り組むこととしており、効率性は高い。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他															
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他															
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無																
事業の有効性	本事業の目標達成により健康情報を医療へ活用できるようになり、医療の質の向上等が期待される。しかしながら、解決すべき課題も多数存在し、それらを抽出・解決するため、実際に実証事業として行うものである。																	
重点計画2007に掲げられた健診結果等の健康情報の個人による活用・全国規模での分析を行う仕組みを構築するため、各省が連携して分野横断的に取り組むこととしており、効率性は高い。																		

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
(調査名・資料出所、備考)	
<ul style="list-style-type: none"> 本事業においては、医療や健診等データの相互利用等が実現できるよう実証を行うものであるため、定量的な指標設定を行うことができない。 	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
(調査名・資料出所、備考)	
<ul style="list-style-type: none"> 本事業においては、医療や健診等データの相互利用等が実現できるよう実証を行うものであるため、定量的な指標設定を行うことができない。 	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:健康局結核感染症課

事業名	医療機関・公共機関等への個人防護服(PPE)の確保																																
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること 施策目標 5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること																																
事業の概要	「医療機関における感染症対策ガイドライン」において、新型インフルエンザ患者に対する診療やケアのために、近づくものあるいはその可能性にあるもの全てが適切な個人防護服を着用しなければならぬとされており、高感染リスクにさらされる医療従事者の理解と協力のもと、発生時の円滑な初動体制の確保を目的にPPE(防護服)を備蓄する。																																
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 824 1453 1384"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、地方に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1440 1453 1608"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1664 1453 1776"> <tr> <td>効率性</td> <td>新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:5,732百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、地方に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。	効率性	新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																														
(理由) 新型インフルエンザが発生した際に混乱を招かないよう、国、都道府県が主導し、具体的な行動計画を策定し、医療機関に対しあらかじめ必要な対策を示しておく必要がある。																																	
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																														
(理由) 新型インフルエンザは、いつ、どこで発生するか不明であり、地方に対し、発生時の対策を策定するよう要請しているが、国の危機管理上の責務として、医療従事者の理解と協力のもと、発生時の初動体制を確保し、社会機能を維持することが必要である。																																	
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																															
(理由) 新型インフルエンザが発生した場合における危機管理体制の構築は、行政が主導となって計画的に行うべき事業である。																																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																															
事業の有効性	新型インフルエンザに感染した者に対し、防護服を着用せず診療をした場合、医療従事者自ら感染するおそれが高まり、医療自体の提供が出来なくなることやさらなる二次感染の発生が想定されるため、診療時の防護服着用は、初動体制の確保のために不可欠なものである。																																
効率性	新型インフルエンザが発生した場合、発生初期段階での封じ込め、感染拡大防止が最も重要である。それを実践するためには、速やかな行動がとれるよう準備をしておくことが必要であることから、発熱外来の医療機関で必要な個人防護服を事前に備蓄しておくことは、迅速に初期対応するために必要な対策として有効である。																																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	P P E（個人防護具）の購入数	P P E（個人防護具）の購入数は、新型インフルエンザ発生時に、医療従事者が迅速に医療を提供するための体制の充実を示すものである。
（調査名・資料出所、備考） ・ 指標は、健康局結核感染症課調べ。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局研究開発振興課

事業名	医療クラスター(仮称)整備事業																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 9-1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること</p>																																			
事業の概要	<p>平成20年度から、国立高度専門医療センター等を想定した中核的医療機関に隣接して、官民共同研究を推進するための共用動物実験機器、実験設備等を整備する。国立高度専門医療センター等を想定した中核的医療機関に、重点的な開発が必要な難病等の医薬品・機器等の健常人を対象とした第I相試験等を実施するための医療スタッフを雇用する。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 801 1458 1361"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、先進技術による国民の保健衛生の向上に果たす国の役割の一環として行うものである。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 当該研究は国立高度専門医療センター等の中核的医療機関が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 中核的医療機関において所有している先導的な医療技術が、医療クラスターの整備により、民間への技術移転が促進される。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1447 1458 1559"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>先端医療技術を創出し、実用化を進展させることで医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の開発が期待できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1630 1458 1742"> <tr> <td>出願された知的財産が効率的に実用化されるよう、基礎研究と臨床研究が一貫して実施できる体制とすることで、国民が早期に新たな医療技術による恩恵を受けることができる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,500百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業は、先進技術による国民の保健衛生の向上に果たす国の役割の一環として行うものである。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 当該研究は国立高度専門医療センター等の中核的医療機関が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 中核的医療機関において所有している先導的な医療技術が、医療クラスターの整備により、民間への技術移転が促進される。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	先端医療技術を創出し、実用化を進展させることで医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の開発が期待できる。	出願された知的財産が効率的に実用化されるよう、基礎研究と臨床研究が一貫して実施できる体制とすることで、国民が早期に新たな医療技術による恩恵を受けることができる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 本事業は、先進技術による国民の保健衛生の向上に果たす国の役割の一環として行うものである。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 当該研究は国立高度専門医療センター等の中核的医療機関が、全国の国民の保健衛生の向上のために行うものである。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) 中核的医療機関において所有している先導的な医療技術が、医療クラスターの整備により、民間への技術移転が促進される。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	先端医療技術を創出し、実用化を進展させることで医薬品や医療機器の開発も含めた新たな医療技術の開発が期待できる。																																			
出願された知的財産が効率的に実用化されるよう、基礎研究と臨床研究が一貫して実施できる体制とすることで、国民が早期に新たな医療技術による恩恵を受けることができる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	TLOによる技術移転件数	本事業により、高度専門医療機関で創出された技術が 実用として企業に利用された場合の実績
(調査名・資料出所、備考)		
・ 指標は、(財)ヒューマンサイエンス振興財団の統計による。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	TLOによる技術特許出願 数	本事業により、高度専門医療機関で創出された技術が 知的財産化される実績
(調査名・資料出所、備考)		
・ 指標は、(財)ヒューマンサイエンス振興財団の統計による。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前) 要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:医政局研究開発振興課

事業名	再生医療推進基盤整備事業																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること</p> <p>施策目標 9-1 バイオ技術、ナノ技術等の先端技術を活用し、画期的な医薬品、医療機器等の研究開発を推進すること</p>																																			
事業の概要	<p>全国8の大学病院等に、再生医療の臨床研究を実施するため、民間が利用可能な動物実験機器、細胞実験機器等の整備を補助する。また、次年度から、再生医療の技術を指導、実施するための研究・医療スタッフを雇用する等の体制整備を補助する。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 819 1458 1379"> <tr> <td data-bbox="368 819 1166 853">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 819 1246 853"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1246 819 1326 853">無</td> <td data-bbox="1326 819 1458 853">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 853 1458 958">(理由) 再生医療については、大学等で培われた技術の製品化等の実用化が求められる。しかし、生物学的な高度先進医療であることによる技術の高度性、その投資リスクが高いことなどにより、特に基盤整備には行政の積極的関与が希求される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 958 1166 992">国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 958 1246 992"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1246 958 1326 992">無</td> <td data-bbox="1326 958 1458 992">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 992 1458 1097">(理由) 再生医療の具体化にむけては、散在する複数の大学等研究機関からの研究成果等を統合して行うことが不可欠であり、国が積極的に関与し実用化を推進していく、必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1097 1166 1131">民営化や外部委託の可否</td> <td data-bbox="1166 1097 1246 1131"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td data-bbox="1246 1097 1326 1131">否</td> <td data-bbox="1326 1097 1458 1131"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1131 1458 1236">(理由) 民間に研究的な要素を含む医療として共同研究を実施する場を提供することにより、民間への技術移転が促進される。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1236 1166 1270">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td data-bbox="1166 1236 1246 1270">有</td> <td data-bbox="1246 1236 1326 1270"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td data-bbox="1326 1236 1458 1270"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1270 1458 1379">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1458 1458 1570"> <tr> <td data-bbox="368 1458 1458 1491">事業の有効性</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1491 1458 1570">再生医療推進のための基盤体制構築により、再生医療製品の開発過程の迅速化及び新規製品の出現が期待できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1653 1458 1765"> <tr> <td data-bbox="368 1653 1458 1765">再生医療推進の基盤体制を拠点化することにより、臨床応用に向けた研究成果等や人材を集中的に確保することができ、新規製品の開発の迅速化、国民への保健衛生の向上に係る貢献を早期に実現できる可能性がある。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:412百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	(理由) 再生医療については、大学等で培われた技術の製品化等の実用化が求められる。しかし、生物学的な高度先進医療であることによる技術の高度性、その投資リスクが高いことなどにより、特に基盤整備には行政の積極的関与が希求される。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	(理由) 再生医療の具体化にむけては、散在する複数の大学等研究機関からの研究成果等を統合して行うことが不可欠であり、国が積極的に関与し実用化を推進していく、必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否		(理由) 民間に研究的な要素を含む医療として共同研究を実施する場を提供することにより、民間への技術移転が促進される。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	再生医療推進のための基盤体制構築により、再生医療製品の開発過程の迅速化及び新規製品の出現が期待できる。	再生医療推進の基盤体制を拠点化することにより、臨床応用に向けた研究成果等や人材を集中的に確保することができ、新規製品の開発の迅速化、国民への保健衛生の向上に係る貢献を早期に実現できる可能性がある。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																	
(理由) 再生医療については、大学等で培われた技術の製品化等の実用化が求められる。しかし、生物学的な高度先進医療であることによる技術の高度性、その投資リスクが高いことなどにより、特に基盤整備には行政の積極的関与が希求される。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																	
(理由) 再生医療の具体化にむけては、散在する複数の大学等研究機関からの研究成果等を統合して行うことが不可欠であり、国が積極的に関与し実用化を推進していく、必要がある。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否																																		
(理由) 民間に研究的な要素を含む医療として共同研究を実施する場を提供することにより、民間への技術移転が促進される。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
再生医療推進のための基盤体制構築により、再生医療製品の開発過程の迅速化及び新規製品の出現が期待できる。																																				
再生医療推進の基盤体制を拠点化することにより、臨床応用に向けた研究成果等や人材を集中的に確保することができ、新規製品の開発の迅速化、国民への保健衛生の向上に係る貢献を早期に実現できる可能性がある。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	薬事法上の細胞・組織を利用した治験薬・治験用具の品質及び安全性に関する確認申請数	最終的には、再生医療製品に係る治験が開始され、医薬品・医療機器として国民の保健医療の向上に資する。
(調査名・資料出所、備考)		
・ 指標は、医薬食品局審査管理課調べによる。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	ヒト幹細胞臨床研究指針による申請臨床研究数	再生医療製品に係る臨床研究が適切に開始され、ひいては医薬品・医療機器として国民の保健医療の向上に資する。
(調査名・資料出所、備考)		
・ 指標は、医政局研究開発振興課への申請数による。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:健康局総務課生活習慣病対策室

事業名	糖尿病等の生活習慣病対策推進費																															
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること</p>																															
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病に関する情報収集し、データベース化により分析を行う。 ・国民、患者、医療従事者向けに最新の予防・治療方法の情報提供を行う。 ・医療従事者向けの糖尿病等の効果的な治療方法の研修を行う。 																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 725 1453 1256"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 地域ごとの診療データのみでは対象数も限られるため、最良の予防・治療方法を分析するには全国的なデータ収集、分析を行う必要がある。また、全国的なデータ分析を行うことで、医療の均てん化が図られる。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1312 1453 1509"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。 今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="363 1588 1453 1700"> <tr> <td>医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:426百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 地域ごとの診療データのみでは対象数も限られるため、最良の予防・治療方法を分析するには全国的なデータ収集、分析を行う必要がある。また、全国的なデータ分析を行うことで、医療の均てん化が図られる。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。 今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。	医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。																																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																													
(理由) 地域ごとの診療データのみでは対象数も限られるため、最良の予防・治療方法を分析するには全国的なデータ収集、分析を行う必要がある。また、全国的なデータ分析を行うことで、医療の均てん化が図られる。																																
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																														
(理由) 診療データ等を各医療機関、医療保険者から情報収集し、その情報をもとに最新の予防・治療方法を分析していくこととなるので、行政による高度な守秘義務下での管理が必要である。																																
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																														
事業の有効性																																
糖尿病等の患者数は増加傾向にあり、従来のすべての対象者に対する一律の予防・治療方法では、十分な効果が得られないことが明らかになってきた。 今までの一律の予防・治療方法ではなく、国民や医療従事者に対し、個人や地域の特徴に応じた最新の予防・治療情報を提供することで、糖尿病等患者の減少が見込まれるため、本事業は有効である。																																
医療機関単位、地域単位で予防・治療情報を収集・分析し、全国規模で予防・治療情報をデータベース化することにより、より効果的な最新の予防・治療情報を提供することができ、国民の健康の確保に資することが可能である。																																

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1 糖尿病患者数	効率的な予防・治療を行うことにより患者数が減少する。
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標 1 及び 2 は、平成 14 年度糖尿病実態調査（健康局生活習慣病対策室調べ）による。5 年毎の調査のため、平成 14 年のみ把握可能。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:健康局総務課がん対策推進室

事業名	乳がん用マンモコイル緊急整備事業																																			
政策体系上の位置付け	基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること 施策目標 1 2-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること																																			
事業の概要	マンモグラフィ検診により、精密検査が必要になった者への診断精度を向上させるため、乳がん用マンモコイルを整備するがん診療連携拠点病院に対して機器整備の国庫補助を行う。																																			
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 752 1461 1256"> <tr> <td data-bbox="368 752 1166 786">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 752 1246 786"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1246 752 1326 786">無</td> <td data-bbox="1326 752 1461 786">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 786 1461 913">(理由) がん対策基本法において、国は、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること及び適切ながん医療を受けることができるよう、医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとされている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 913 1166 947">国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td data-bbox="1166 913 1246 947"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td data-bbox="1246 913 1326 947">無</td> <td data-bbox="1326 913 1461 947">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 947 1461 1052">(理由) 本事業を国が行うことにより、全国的に乳がん検診の精密検査の診断精度の向上を図ることが可能となる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1052 1166 1086">民営化や外部委託の可否</td> <td data-bbox="1166 1052 1246 1086"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td data-bbox="1246 1052 1326 1086">否</td> <td data-bbox="1326 1052 1461 1086"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1086 1461 1169">(理由) 本事業が補助対象とするがん診療連携拠点病院は、民間立の病院もある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1169 1166 1202">他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td data-bbox="1166 1169 1246 1202">有</td> <td data-bbox="1246 1169 1326 1202"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td data-bbox="1326 1169 1461 1202"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" data-bbox="368 1202 1461 1256">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1328 1461 1440"> <tr> <td data-bbox="368 1328 576 1361">事業の有効性</td> <td data-bbox="576 1328 1461 1440"> 本事業により、乳がん用マンモコイルを所有する病院が増加し、乳がん検診の診断精度が向上し、乳がんの早期発見・早期治療が推進される。それにより、乳がんに関連する死亡者数の減少が見込まれる。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="368 1512 1461 1686"> <tr> <td data-bbox="368 1512 1461 1686"> 本事業は、乳がん用マンモコイルを整備しようとするがん診療連携拠点病院に対して、直接国庫補助を行い、機器整備を促進するものであり、精密検査による乳がんの早期発見に関する海外の調査では、他の精密検査よりも、マンモコイルを使用した精密検査の方が効果的であるというものもあり、精密検査において乳がんの早期発見を図るに当たり効率的である。 </td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,110百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	(理由) がん対策基本法において、国は、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること及び適切ながん医療を受けることができるよう、医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとされている。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他	(理由) 本事業を国が行うことにより、全国的に乳がん検診の精密検査の診断精度の向上を図ることが可能となる。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否		(理由) 本事業が補助対象とするがん診療連携拠点病院は、民間立の病院もある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	本事業により、乳がん用マンモコイルを所有する病院が増加し、乳がん検診の診断精度が向上し、乳がんの早期発見・早期治療が推進される。それにより、乳がんに関連する死亡者数の減少が見込まれる。	本事業は、乳がん用マンモコイルを整備しようとするがん診療連携拠点病院に対して、直接国庫補助を行い、機器整備を促進するものであり、精密検査による乳がんの早期発見に関する海外の調査では、他の精密検査よりも、マンモコイルを使用した精密検査の方が効果的であるというものもあり、精密検査において乳がんの早期発見を図るに当たり効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																	
(理由) がん対策基本法において、国は、がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずること及び適切ながん医療を受けることができるよう、医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずることとされている。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	無	その他																																	
(理由) 本事業を国が行うことにより、全国的に乳がん検診の精密検査の診断精度の向上を図ることが可能となる。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	否																																		
(理由) 本事業が補助対象とするがん診療連携拠点病院は、民間立の病院もある。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性	本事業により、乳がん用マンモコイルを所有する病院が増加し、乳がん検診の診断精度が向上し、乳がんの早期発見・早期治療が推進される。それにより、乳がんに関連する死亡者数の減少が見込まれる。																																			
本事業は、乳がん用マンモコイルを整備しようとするがん診療連携拠点病院に対して、直接国庫補助を行い、機器整備を促進するものであり、精密検査による乳がんの早期発見に関する海外の調査では、他の精密検査よりも、マンモコイルを使用した精密検査の方が効果的であるというものもあり、精密検査において乳がんの早期発見を図るに当たり効率的である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	乳がんが発見された者のうち早期がんであった者の数 (調査名・資料出所、備考) ・ 指標を平成20年度より地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)に追加する予定。(がん検診については、平成20年度より、健康増進法に基づく事業となるため、報告の名称は変更される予定。)	精密検査の診断精度の向上により、乳がんの早期発見がより可能となる。
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	がん診療連携拠点病院のマンモコイルの整備台数 (調査名・資料出所、備考) ・ がん診療連携拠点病院に整備状況を確認する。(健康局がん対策推進室調べ)	本事業により、がん診療連携拠点病院におけるマンモコイルの整備が促進される。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局安全衛生部労働衛生課

事業名	メンタルヘルスの専門相談機関等事業場外資源の紹介体制の強化																																													
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること																																													
事業の概要	各都道府県単位で保健師、カウンセラー等がコーディネーターとして常駐する「メンタルヘルス対策支援センター（仮称）」を設置し、専門相談機関等事業場外資源を登録し、事業者や労働者からの相談に応じ、相談内容に対応する質の高い事業場外資源を紹介する。また、専門相談機関の相談対応能力の向上支援にも対応する。																																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 民間部門の活動による場合、地域間でサービスに差の生じる可能性があること、また、民間の相談機関に対する評価において、中立性を担保する観点から、行政機関による調整が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 無</td> <td style="text-align: center;">その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有し、各地域において適確な事業場外資源を紹介できる全国組織を有する団体に委託することができる。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方) なし。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">事業の有効性</td> <td> 事業者等がニーズに応じた最適な相談対応等の支援を受けることができ、事業場におけるメンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な実施が期待され、これにより労働者のメンタルヘルス対策及びそれに付随した労働者の自殺予防が図られることが期待できることから、有効であると評価できる。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> 本事業の実施により、事業者等がニーズに応じた最適な支援を受けることができること、また、都道府県単位に窓口を設けることにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図るものであることから、効率的であると評価できる。 </td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:145百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">アウトプット指標</th> <th style="width: 80%;">本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 事業の活用により事業場外資源を活用してメンタルヘルス対策に取り組む事業場数(単位:事業場)</td> <td>当該事業を利用した事業場に対し、一定期間経過後に実施するアンケート調査の結果により、メンタルヘルス対策の推進状況を測る。</td> </tr> <tr> <td>2 「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」への相談件数(単位:件)</td> <td>当該事業を利用した事業者や労働者の件数。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2は、「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」の調査による。</td> </tr> </tbody> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他	(理由) 民間部門の活動による場合、地域間でサービスに差の生じる可能性があること、また、民間の相談機関に対する評価において、中立性を担保する観点から、行政機関による調整が必要となる。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他	(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有し、各地域において適確な事業場外資源を紹介できる全国組織を有する団体に委託することができる。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方) なし。				事業の有効性	事業者等がニーズに応じた最適な相談対応等の支援を受けることができ、事業場におけるメンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な実施が期待され、これにより労働者のメンタルヘルス対策及びそれに付随した労働者の自殺予防が図られることが期待できることから、有効であると評価できる。	本事業の実施により、事業者等がニーズに応じた最適な支援を受けることができること、また、都道府県単位に窓口を設けることにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図るものであることから、効率的であると評価できる。	アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1 事業の活用により事業場外資源を活用してメンタルヘルス対策に取り組む事業場数(単位:事業場)	当該事業を利用した事業場に対し、一定期間経過後に実施するアンケート調査の結果により、メンタルヘルス対策の推進状況を測る。	2 「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」への相談件数(単位:件)	当該事業を利用した事業者や労働者の件数。	(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2は、「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」の調査による。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他																																											
(理由) 民間部門の活動による場合、地域間でサービスに差の生じる可能性があること、また、民間の相談機関に対する評価において、中立性を担保する観点から、行政機関による調整が必要となる。																																														
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他																																											
(理由) 全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。																																														
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																												
(理由) メンタルヘルス対策に係る十分なノウハウを有し、各地域において適確な事業場外資源を紹介できる全国組織を有する団体に委託することができる。																																														
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																												
(有の場合の整理の考え方) なし。																																														
事業の有効性	事業者等がニーズに応じた最適な相談対応等の支援を受けることができ、事業場におけるメンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な実施が期待され、これにより労働者のメンタルヘルス対策及びそれに付随した労働者の自殺予防が図られることが期待できることから、有効であると評価できる。																																													
本事業の実施により、事業者等がニーズに応じた最適な支援を受けることができること、また、都道府県単位に窓口を設けることにより、地域の実情に応じた効率的な取組を図るものであることから、効率的であると評価できる。																																														
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																													
1 事業の活用により事業場外資源を活用してメンタルヘルス対策に取り組む事業場数(単位:事業場)	当該事業を利用した事業場に対し、一定期間経過後に実施するアンケート調査の結果により、メンタルヘルス対策の推進状況を測る。																																													
2 「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」への相談件数(単位:件)	当該事業を利用した事業者や労働者の件数。																																													
(調査名・資料出所、備考) ・指標1、2は、「メンタルヘルス対策支援センター(仮称)」の調査による。																																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																											

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局安全衛生部労働衛生課

事業名	小規模事業場に従事する労働者に対する面接指導専用窓口の開設																																																						
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標2 安全・安心な職場づくりを推進すること 施策目標2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること																																																						
事業の概要	地域産業保健センターに、医師による労働者に対する面接指導のための専用相談窓口を開設し、小規模事業場の求めに応じ、面接指導の実施及び過重労働による健康障害防止のための労働者の健康管理に係る必要な指導を行う。																																																						
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="352 723 1442 1122"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>(理由)</td> <td colspan="3">地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td>有</td> <td></td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> </tr> <tr> <td>(有の場合の整理の考え方)</td> <td colspan="3">なし。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="352 1155 1442 1263"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td colspan="3">産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="352 1308 1442 1368"> <tr> <td>効率性</td> <td colspan="3">現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:108百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="336 1603 1374 1895"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)</td> <td>医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。</td> </tr> <tr> <th>アウトプット指標</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> <tr> <td>1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)</td> <td>当該事業の利用者を計上することで得られる指標。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。</td> </tr> </tbody> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)	産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。			国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)	全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。			民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	否	(理由)	地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。			他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有		<input checked="" type="checkbox"/> 無	(有の場合の整理の考え方)	なし。			事業の有効性	産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。			効率性	現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。			アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明	1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)	医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。		アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)	当該事業の利用者を計上することで得られる指標。	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																																				
(理由)	産業医の選任義務のない小規模事業場においては、産業医の選任義務が無い上に、財政基盤が脆弱であるため、適確な取組が期待しにくいことから、行政が関与して面接指導専用窓口を開設する等の支援が必要となる。																																																						
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																																				
(理由)	全国どの地域においても、一定程度のサービスの水準を確保するため、国が当該事業を取り組む必要がある。																																																						
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	否																																																				
(理由)	地域産業保健センター事業については、公募により民間事業者に委託し実施している。																																																						
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	有		<input checked="" type="checkbox"/> 無																																																				
(有の場合の整理の考え方)	なし。																																																						
事業の有効性	産業医の選任義務の無い小規模事業場の労働者に対しても、医師による面接指導等健康管理の適確な実施が図られることが期待され、より多くの労働者の健康が確保されると評価できる。																																																						
効率性	現在、全国347か所に設置されている地域産業保健センターに窓口を設けることにより、事業の周知、事業場の把握等について効率的な実施が図られるものと評価できる。																																																						
アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明																																																						
1 脳・心臓疾患の労災認定件数(単位:件)	医師による労働者に対する面接指導等長時間労働者の健康管理の適確な実施により、過重労働による健康障害の防止の効果を評価するもの																																																						
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、厚生労働省の「脳・心臓疾患に係る労災補償状況」による。																																																							
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																																						
1 地域産業保健センターにおける面接指導の利用者数(単位:人)	当該事業の利用者を計上することで得られる指標。																																																						
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地方労働局からの地域産業保健センター事業実施報告書による。																																																							
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																				

平成19年度事業評価書（事前）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局勤労者生活部企画課

事業名	ワークライフバランス推進事業																																			
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標4 勤労者生活の充実を図ること 施策目標4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策を推進すること																																			
事業の概要	(1) 中央における取組 ①「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」の設置 「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定。以下「基本方針2007」という。）に示された「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「働き方を変える、日本を変える行動指針」の策定とともに、我が国を代表する社会的影響力のある企業がワーク・ライフ・バランスに率先して取り組むことについての合意形成を図る。 ②先進的モデル事業（全国版）の実施 業種ごとに選定された企業（10企業）がアクションプログラムを策定し、コンサルタントの援助を得ながら、ワークライフバランスを達成する。 (2) 地方における取組 ①「ワークライフバランス推進会議」の設置 労使、地方公共団体、マスコミ、有識者による会議を設置し、以下を検討、実施する。 ・地域の特性を踏まえた提言の策定・公表 ・地域における実態調査の実施 ・「行動指針」を踏まえた地域目標の設定・周知 ②支援事業の実施 地域目標達成のため、先進的モデル事業（地方版）、診断サービス事業、好事例の収集・提供等、各種支援事業を実施する。 (3) ワークライフバランスキャンペーンの実施 ワークライフバランスシンポジウム、ワークライフバランスセミナーの開催等により、社会的気運の醸成を図る。																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="width: 10%; text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td style="text-align: center;"><input type="checkbox"/>有</td> <td style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方) なし。</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業の有効性</td> <td> ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。 本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。 </td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td> 本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。 </td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,206百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方) なし。				事業の有効性	ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。 本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。	本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) ワークライフバランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るためには、ワークライフバランスに係る国民の理解を図ることが必要であり、官民が一体となった総合的な取組を行うことが不可欠であるが、民間に委ねるのみでは官民が一体となった総合的な取組の実現は困難であるため、行政の関与が必要である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) ワークライフバランスの実現は、政府全体として取り組むべき問題であり、基本方針2007にもその旨が明記されているところである。また、当該事業は、ワークライフバランスに係る国全体の社会的気運の醸成を図るものであることから、国として率先して取り組む必要がある。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) 本事業の一部は、民間団体にその実施を委託することとしている。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方) なし。																																				
事業の有効性	ワークライフバランスの推進のための社会的気運の醸成を図るためには、周知・啓発のみならず、社会的影響力のある企業による取組とその周知が重要である。 本事業は、中央及び地方において企業の積極的な取組を促進するものであり、漸次他の企業等への波及効果が期待できることから、有効であると評価できる。																																			
本事業については、一部の実施を民間団体に委託するなど、効率化を図る。また、ワークライフバランス推進のための社会的気運の醸成を図るためには、全国一律の取組だけではなく、地域の実情等を勘案する必要があることから、都道府県等の地域単位での取組も併せて行うことにより、投入した費用に対し十分な効果が期待できる取組を行う。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	「余暇と余暇生活」、「家族」、「地域生活」をより重要と考える人の率 (単位：%)	ワークライフバランスの推進に向けた気運が醸成されれば、左記事項をより重要と考える国民が増加するものと考えられる。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、内閣府国民生活局の「国民生活選考度調査」による。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	ワークライフバランスシンポジウムの参加者数 (単位：人)	シンポジウムへの参加によるワークライフバランスの理解者を増加させることにより、ワークライフバランス推進のための気運の醸成という目標を達成する。
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、民間団体からの報告に基づく。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局雇用開発課

事業名	中小企業雇用安定化奨励金																																									
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標2 雇用機会を創出するとともに雇用の安定を図ること 施策目標2-1 地域及び中小企業等における雇用機会の創出等を図るとともに産業の特性に応じた雇用の安定を図ること																																									
事業の概要	有期契約労働者の希望により正社員に移行することができる制度を新たに就業規則等で定め、かつ、当該制度を活用した労働者が発生した事業主に対し奨励金を支給する。																																									
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 674 1426 1140"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">有期契約労働者の希望により正社員へ円滑に移行するためには、行政が行う雇用管理に係る指導・援助と相まって必要な支援に取り組むことが効果的であると考えられることから、行政が積極的に関与し、取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 有</td> <td><input type="checkbox"/> 無</td> <td><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、国において行う各種支援事業と密接に連携しながら、全国的に取り組むことが有効であると考えられることから、国が直接取り組む必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否 (理由)</td> <td><input type="checkbox"/> 可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">国が行う雇用管理に係る指導等と併せて支給業務を行う必要があることから、民営化や外部委託を行うことはできない。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/> 有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 無</td> <td></td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1189 1426 1294"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>制度の導入が進むことに伴い、正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化が進展し、有期契約労働者であった者の雇用の安定が図られる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1344 1426 1449"> <tr> <td>有期契約労働者が正社員へ移行することが可能となる制度を定めていない中小企業事業主において、当該奨励金の創設により、ある程度の拘束力をもつ就業規則等にこれらの制度を規定することにより、効率的に有期契約労働者から正社員への移行が図られる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:395百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="376 1648 1426 1980"> <thead> <tr> <th>アウトカム指標</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 有期契約労働者の占める割合 (調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。</td> <td>本奨励金の支給事業所において有期契約労働者が正社員へ移行された事による有期契約労働者の割合の減少</td> </tr> <tr> <th>アウトプット指標</th> <th>本事業と指標の関連についての説明</th> </tr> <tr> <td>1 支給決定件数 (調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。</td> <td>有期雇用から正社員への転換制度を導入し、実際に転換者が発生した事による本奨励金の支給件数</td> </tr> </tbody> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	有期契約労働者の希望により正社員へ円滑に移行するためには、行政が行う雇用管理に係る指導・援助と相まって必要な支援に取り組むことが効果的であると考えられることから、行政が積極的に関与し、取り組む必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	本事業は、国において行う各種支援事業と密接に連携しながら、全国的に取り組むことが有効であると考えられることから、国が直接取り組む必要がある。				民営化や外部委託の可否 (理由)	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		国が行う雇用管理に係る指導等と併せて支給業務を行う必要があることから、民営化や外部委託を行うことはできない。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		事業の有効性	制度の導入が進むことに伴い、正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化が進展し、有期契約労働者であった者の雇用の安定が図られる。	有期契約労働者が正社員へ移行することが可能となる制度を定めていない中小企業事業主において、当該奨励金の創設により、ある程度の拘束力をもつ就業規則等にこれらの制度を規定することにより、効率的に有期契約労働者から正社員への移行が図られる。	アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明	1 有期契約労働者の占める割合 (調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。	本奨励金の支給事業所において有期契約労働者が正社員へ移行された事による有期契約労働者の割合の減少	アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1 支給決定件数 (調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。	有期雇用から正社員への転換制度を導入し、実際に転換者が発生した事による本奨励金の支給件数
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																							
有期契約労働者の希望により正社員へ円滑に移行するためには、行政が行う雇用管理に係る指導・援助と相まって必要な支援に取り組むことが効果的であると考えられることから、行政が積極的に関与し、取り組む必要がある。																																										
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から) (理由)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																							
本事業は、国において行う各種支援事業と密接に連携しながら、全国的に取り組むことが有効であると考えられることから、国が直接取り組む必要がある。																																										
民営化や外部委託の可否 (理由)	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																								
国が行う雇用管理に係る指導等と併せて支給業務を行う必要があることから、民営化や外部委託を行うことはできない。																																										
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																								
事業の有効性	制度の導入が進むことに伴い、正社員への移行を希望する有期契約労働者の正社員化が進展し、有期契約労働者であった者の雇用の安定が図られる。																																									
有期契約労働者が正社員へ移行することが可能となる制度を定めていない中小企業事業主において、当該奨励金の創設により、ある程度の拘束力をもつ就業規則等にこれらの制度を規定することにより、効率的に有期契約労働者から正社員への移行が図られる。																																										
アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明																																									
1 有期契約労働者の占める割合 (調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。	本奨励金の支給事業所において有期契約労働者が正社員へ移行された事による有期契約労働者の割合の減少																																									
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																									
1 支給決定件数 (調査名・資料出所、備考) 指標1は、職業安定局調べによる。	有期雇用から正社員への転換制度を導入し、実際に転換者が発生した事による本奨励金の支給件数																																									
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																							

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者の応募機会の拡大等についての事業主等に対する周知・啓発、相談等																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>(1) 若年者の応募機会の拡大等に係る事業主等に対する周知、広報</p> <p>①企業等からの好事例の収集に係る調査研究 若年者の募集・採用及び職場定着・順応の両局面において、企業等を対象にした好事例等について、民間調査研究機関等に委託し、収集・分析等を行う。</p> <p>②事業主向けパンフレット、ポスター等の作成 若年者の応募機会の拡大等に係る指針の内容等について、事業主向けパンフレット、ポスターを作成する。</p> <p>(2) 事業主等からの若年者の応募機会の拡大等に係る相談体制の整備 若年者の応募機会の拡大等について、事業主等の理解を促進するとともに、事業主等からの相談に応じるため、若年者雇用アドバイザーを設置し、上記で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者の応募機会の拡大等のための支援を行う。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1061 1445 1581"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td><input type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 企業等からの好事例の収集に係る調査研究については、民間調査研究機関等のノウハウを活用し、適切な団体に委託して実施することとしている。 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施することとしている。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1630 1445 1760"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施することは、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1809 1445 1939"> <tr> <td>企業等からの好事例の収集に係る調査研究で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:192百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否		(理由) 企業等からの好事例の収集に係る調査研究については、民間調査研究機関等のノウハウを活用し、適切な団体に委託して実施することとしている。 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施することとしている。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施することは、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。	企業等からの好事例の収集に係る調査研究で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であり、国が対応することが必要である。																																				
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																																		
(理由) 企業等からの好事例の収集に係る調査研究については、民間調査研究機関等のノウハウを活用し、適切な団体に委託して実施することとしている。 若年者雇用アドバイザーについては、若年者問題に精通した専門的・実務的能力を有する者等への委嘱により実施することとしている。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、事業主等に対する周知・啓発、助言等の取組を実施することは、事業主の理解や取組を促し、若年者の応募機会の拡大等を促進する上で有効な手段である。																																				
企業等からの好事例の収集に係る調査研究で得られたノウハウ、パンフレット等を活用し、若年者雇用アドバイザーが企業に訪問し、若年者の応募機会の拡大等のための条件整備に伴う阻害要因を発見・整理し、企業の実情に応じた解決のための手順・方法等具体的課題について相談に応じ、助言することは、若年者の応募機会の拡大等を図る上で効率的である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーの相談助言活動を行った事業所のうち、新たに若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った事業所のうち、新たに通年採用の導入等「青少年の応募機会の拡大に関する指針」に掲げる若年者の応募機会の拡大の措置を行った事業所の割合により事業効果を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数	若年者雇用アドバイザーが相談助言活動を行った件数により、当該事業の実施状況を把握する。
(調査名・資料出所、備考) 資料出所：職業安定局調べによる。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「長期デフレ等による就職難、経済的困窮等からの再チャレンジ：フリーターの常用雇用化やニートの職業的自立を促進するとともに、多重債務者や事業に失敗した人などが再チャレンジできるよう支援する。」

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課

事業名	地域団塊世代雇用支援事業																																																																												
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																																																												
事業の概要	平成18年度から改正高齢法に基づく高年齢者雇用確保措置を講じることが事業主に義務づけられた。平成18年度の高年齢者雇用状況報告によると、確保措置を導入した企業のうち86%が継続雇用制度を導入しており、このうち希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は39%となっている。このため、これらの継続雇用の対象基準を満たさないことから定年により離職を余儀なくされる者を含む年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等、意欲と能力を有する団塊世代の高齢者に対する再就職支援として、①キャリアコンサルティングの実施、②求職活動支援書の効果的な活用への取組、③就職面接会の開催、④再就職のためのセミナーの開催、⑤業種(職種)転換等新たな分野へチャレンジする者とその成功者等の交流会の開催等を事業主団体に委託する。																																																																												
施策に関する 評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="357 835 1434 1249"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向け求人開拓及び面接会の開催等を実施するものであり、年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等に対するセーフティネットを担う一面を持ち高い公益性を有することから、行政が関与する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>無</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、団塊世代の雇用機会の確保という全国的な課題に対する事業であり、国において全国的に実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向けて高い意欲を有する事業主団体等への委託を中心として実施するものである。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>有</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="357 1301 1434 1379"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本事業の実施により、団塊世代の雇用機会の確保への一層の支援が可能になり、団塊世代の再就職が一層促進される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="357 1431 1434 1480"> <tr> <td>効率性</td> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(理由)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体への委託により実施するものであり、手段として適正である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:814百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="357 1709 1434 1991"> <tr> <td>アウトカム指標</td> <td>本事業と指標の関連についての説明</td> </tr> <tr> <td>1 就職率</td> <td>本事業による支援を受けた者の就職率</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指標1は、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)</td> </tr> <tr> <td>アウトプット指標</td> <td>本事業と指標の関連についての説明</td> </tr> <tr> <td>1 面接開催回数</td> <td>面接会を開催した回数</td> </tr> <tr> <td>2 セミナー開催回数</td> <td>高齢者に対するセミナーを開催した回数</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調査名・資料出所、備考)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">指標1, 2ともに、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)</td> </tr> </table>			行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)				本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向け求人開拓及び面接会の開催等を実施するものであり、年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等に対するセーフティネットを担う一面を持ち高い公益性を有することから、行政が関与する必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他	(理由)				本事業は、団塊世代の雇用機会の確保という全国的な課題に対する事業であり、国において全国的に実施する必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	否	(理由)				本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向けて高い意欲を有する事業主団体等への委託を中心として実施するものである。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無	(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	<input checked="" type="checkbox"/>	(理由)		本事業の実施により、団塊世代の雇用機会の確保への一層の支援が可能になり、団塊世代の再就職が一層促進される。		効率性	<input checked="" type="checkbox"/>	(理由)		本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体への委託により実施するものであり、手段として適正である。		アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明	1 就職率	本事業による支援を受けた者の就職率	(調査名・資料出所、備考)		指標1は、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)		アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明	1 面接開催回数	面接会を開催した回数	2 セミナー開催回数	高齢者に対するセミナーを開催した回数	(調査名・資料出所、備考)		指標1, 2ともに、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)	
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																																																										
(理由)																																																																													
本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向け求人開拓及び面接会の開催等を実施するものであり、年金支給開始年齢前に定年退職する求職者等に対するセーフティネットを担う一面を持ち高い公益性を有することから、行政が関与する必要がある。																																																																													
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/>	無	その他																																																																										
(理由)																																																																													
本事業は、団塊世代の雇用機会の確保という全国的な課題に対する事業であり、国において全国的に実施する必要がある。																																																																													
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/>	可	否																																																																										
(理由)																																																																													
本事業は、団塊世代の雇用機会の確保に向けて高い意欲を有する事業主団体等への委託を中心として実施するものである。																																																																													
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無																																																																										
(有の場合の整理の考え方)																																																																													
事業の有効性	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																												
(理由)																																																																													
本事業の実施により、団塊世代の雇用機会の確保への一層の支援が可能になり、団塊世代の再就職が一層促進される。																																																																													
効率性	<input checked="" type="checkbox"/>																																																																												
(理由)																																																																													
本事業は、上記のように高い事業効果をあげることが期待される事業主団体への委託により実施するものであり、手段として適正である。																																																																													
アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明																																																																												
1 就職率	本事業による支援を受けた者の就職率																																																																												
(調査名・資料出所、備考)																																																																													
指標1は、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)																																																																													
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明																																																																												
1 面接開催回数	面接会を開催した回数																																																																												
2 セミナー開催回数	高齢者に対するセミナーを開催した回数																																																																												
(調査名・資料出所、備考)																																																																													
指標1, 2ともに、委託先団体からの報告を労働局にて集計(職業安定局調べによる)																																																																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																																																										

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課

事業名	精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること</p> <p>施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること</p>																																			
事業の概要	<p>1. 精神障害者は就業が可能であっても、直ちには雇用率や雇用保険被保険者の適用となる常用で週20時間以上働くことが困難な者が多いこと、事業主側にとっては一定程度の期間をかけて精神障害者の特性を理解する必要があることから、精神障害者の障害特性に応じた支援策として、20時間未満の短時間就業から始め、1年間程度かけて20時間以上の就業を目指すことのできる雇用奨励金(ステップアップ雇用奨励金:仮称)を創設する。さらに、数人の障害者がお互いに支え合いながら働くグループ雇用を奨励するために、事業主が「ステップアップ雇用奨励金」を利用する障害者をグループで雇用し、かつ、担当の支援員を配置して障害者に援助を行う場合は、奨励金の加算を行う。</p> <p>2. ハローワークにおいて増加している精神障害者の求職者に対応するため、障害特性を十分理解しながら求職活動や職場定着を支援するため、精神障害者の精神症状に応じたカウンセリングを行う精神障害者就職サポーター(仮称)を配置する。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1032 1445 1547"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1599 1445 1756"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="347 1807 1445 1883"> <tr> <td>就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:289,720百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。	就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 平成18年の改正障害者雇用促進法の施行により、精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、雇用精神障害者数(カウント数)が2,000人弱にとどまっております。雇用が促進されたとは言えない。本事業は改正障害法に基づき更なる精神障害者の雇用促進を図るためのものであり、公益性が高いことから、行政の関与が不可欠である。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 国が実施することとなっている職業紹介の一環として、ハローワークを中心として全国一律に行うものであり、国直轄で実施する必要があります。																																				
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																		
(理由) ハローワークが行っている職業相談、職業紹介と一体的に行うことが雇用促進のために効率的かつ効果的であることから、民営化や外部委託は行うことはできない。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
就職を希望する精神障害者に対して、自分の適性や症状に応じて短時間から就業を経験できるとともに、精神症状に配慮したカウンセリングを用いた就職支援を実施することにより、常用雇用への移行が見込まれる。また、事業所においても一定期間をかけて精神障害者の特性を理解することができ、精神障害者の常用雇用が促進される。																																				
就職を希望する精神障害者が常用雇用になるためには、短時間から就業を経験し一定期間が必要であること、精神症状に配慮したカウンセリングが必要であること等の障害特性に配慮した雇用支援策であり、手段として適正である。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	精神障害者ステップアップ雇用終了後の常用雇用移行率	ステップアップ雇用の利用により常用雇用への移行がどの程度促進されたか評価する。
2	精神障害者就職サポーターによる支援終了後、就職に向かう次の段階に移行した割合	精神障害者就職サポーターのカウンセリングによる支援終了後、より就職に向かう次の段階（職業紹介、職場実習、訓練、ステップアップ雇用、トライアル雇用等）に移行したか評価する。
(調査名・資料出所、備考) 指標 1, 2 ともに、労働局・ハローワークからの業務報告により把握（職業安定局調べによる）		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	精神障害者ステップアップ雇用開始者数	精神障害者の求職者に対して、ニーズに応じた雇用支援が開始されたか評価する。
2	精神障害者就職サポーターによるカウンセリングの実施	カウンセリングによる支援が必要な精神障害者の求職者に対して、適切に支援が実施されたか評価する。
(調査名・資料出所、備考) 指標 1, 2 ともに、労働局・ハローワークからの業務報告により把握（職業安定局調べによる）		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業能力開発局育成支援課実習併用職業訓練推進室

事業名	「職業能力形成システム」(通称:「ジョブ・カード制度」)の構築
政策体系上の位置付け	<p>基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること</p> <p>施策目標1 労働市場インフラを充実すること</p> <p>施策目標1-1 労働市場のインフラを充実すること</p>
事業の概要	<p>職業能力を向上させようとしても機会に恵まれない者(フリーター、子育て終了後の女性、母子家庭の母親等の就職困難者、新卒者など)を対象に、産業界・企業との密接な連携の下、座学と実習(OJT)を組み合わせた実践的な訓練(職業能力形成プログラム)を積極的に提供する。これとともに、この訓練が適切に行われたことについての評価の認定を行い、その内容やこれまでの職務経歴等をジョブ・カードとして取りまとめ、そのジョブ・カードを労働市場における求職活動に幅広く活用し、就労に結びつけるため「職業能力形成システム」を構築し、その普及促進を図るため、以下の事業を実施する。</p> <p>(1) 産業界が主導する推進体制の整備 職業能力形成システムの普及促進を図るため、中央及び地域にジョブ・カードセンターを設置し、広報・啓発及び活用促進事業を実施する。</p> <p>(2) 産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・職業能力評価のための基準づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ モデル評価シート(仮称)の開発等 産業界・企業に受け入れられる実践的な訓練・評価を可能とするため、業界団体の主体的参画の下、企業の求める人材能力要件を踏まえた「モデル評価シート(仮称)」を開発する。 ○ 職業能力形成プログラムへの参加者の積極的な誘導と綿密なキャリア・コンサルティングの実施 職業能力形成プログラムへの誘導のための職場見学・体験講習の実施等 職業能力形成プログラムへの誘導を促すため、地域ジョブ・カードセンターにおいて職場見学や体験講習を実施する。 ○ 参加者に対するキャリア・コンサルティングの実施 ジョブカード交付希望者に対して、ハローワーク等において綿密なキャリア・コンサルティングを行い、ジョブ・カードを交付する。また、キャリア・コンサルタントに対しては、ジョブ・カードの記載方法・効果的な活用方法について講習を行う。 ○ 携帯サイトを活用した情報提供等の体制整備 キャリア・コンサルティング付き携帯サイトを開設し、教育訓練情報や求人情報等の提供を行い、職業能力形成システムへの誘導を図る。 <p>(4) 実践的な訓練・職業能力評価を通じた就労の実現と参加者・参加企業等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「実践型人材養成システム」の普及・定着の促進 「実践型人材養成システム」(実習併用職業訓練)を普及・定着させるため、大企業が自らの教育訓練施設等を活用して中小下請企業の実践的な教育訓練を支援するモデル事業等を創設するとともに、訓練経費等の助成を拡充する。 ○ 新たな有期実習型訓練の創設と訓練実施企業に対する支援 雇用関係の下で実習と座学とを組み合わせた新たな有期実習型訓練を創設し、訓練や能力評価等に取り組む事業主に対して訓練経費等の助成措置を講ずる。 ○ 「日本版デュアルシステム」等の拡充 若者の実践的で効果的な職業能力開発を支援するため、「日本版デュアルシステム」等を拡充する。 ○ 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした新たな組み合わせ訓練の創設 母子家庭の母等や子育て終了後の女性等を対象とした事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる新たな組み合わせ訓練を創設し、実践的な能力開発を実施する。 ○ 的確な評価を実施するための「評価者」の育成支援 職業能力評価に関する専門家を活用し、企業における「評価者」に対し、評価手法や「モデル評価シート(仮称)」の活用方法等の指導を行う。 ○ 職業能力形成プログラム参加者に対する生活資金の融資 職業訓練を受講しやすい環境の整備を行うため、職業能力形成プログラムの受講者に対し、職業訓練受講期間中の生活費の貸付を行う融資制度を構築する。

施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】		
	(1) 必要性の評価		
	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
	(理由) 当該事業は、平成19年6月19日に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において定められている職業能力形成システム(通称:「ジョブ・カード」制度)として、フリーター等の職業能力を向上させようとしても、能力形成の機会に恵まれない人への支援として実施するものであり、公益性が高い事業である。		
	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> その他
	(理由) 当該事業は、フリーター等、能力形成の機会に恵まれない者を対象としてしており、特定の地域に偏ることなく全国的見地から実施される必要があるため、国が行うべきものである。		
	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否
	(理由) 当該事業を実効あるものとするためには、何よりも産業界・企業の積極的・主体的な取組が不可欠であり、このため、積極的に民間部門を活用するものである。		
	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
	(有の場合の整理の考え方)		
(2) 有効性の評価			
事業の有効性			
当該事業は、職業能力形成機会に恵まれない者を対象として、綿密なキャリア・コンサルティングに座学と企業実習を組み合わせる職業能力形成プログラムを提供し、訓練修了後に評価を行うものであり、これにより実践的な能力が身に付き、就職につながるが見込まれる。			
(3) 効率性の評価			
当該事業は、産業界・企業のニーズを反映した職業能力形成プログラムによる、座学と企業での実習を組み合わせる訓練であるため、就職に結びつく実践的な職業能力を得ることができ、雇用対策、職業能力開発施策として効率的な事業と言える。			
(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:19,951百万円(新規拡充部分:2,147百万円))			
【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】			
アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明	
1	定着率 (%) 就職率 (%)	本事業とアウトカム指標の関連については、訓練の効果を表す指標を設定するものと考えられる。よって、「有期実習型訓練」については訓練を修了してどれだけの方が引き続き雇用されているかを表す定着率を指標とし、「委託型訓練」については訓練を修了してどれだけの方が就職したのかを表す就職率を指標とすることが適しているものと考えられる。	
職業能力形成システムの訓練受講者の受講修了後の就職(定着)率			
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明	
1	受講者数(人)	本事業とアウトプット指標の関連については、訓練の必要性を表す指標を設定するものと考えられる。よって、訓練をどれだけ必要としているのか(=どれだけ受講したのか)を表す受講者数が適しているものと考えられる。	
職業能力形成システムの訓練受講者			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「フリーター等の就職困難者や新卒者に対し、協力企業等において職業能力形成プログラムを提供し、履修実績等を記載した「ジョブ・カード」を交付する。」

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:社会・援護局地域福祉課

事業名	地域日常生活自立支援事業																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅶ 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること</p> <p>施策目標1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p> <p>施策目標1-1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること</p>																		
事業の概要	<p>生活保護の受給に至らないボーダーライン層からの相談に応じ、就労の支援などを盛り込んだ自立支援プランを作成する自立支援相談員を市町村に配置し、自立支援相談員が、そのプランにより、関係機関との調整、連携、橋渡しを行うとともに継続的な支援を行う。</p> <p>本事業をモデル的に実施する100市町村に対して補助を行う。</p>																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="331 797 1453 831"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対して自立支援プランを作成し、自立支援策を講じるものであるが、民間機関においては現時点において、ボーダーライン層に対し自立支援プランを作成する等の知見やノウハウを有する機関は想定できない。 一方、生活保護の決定・実施をする市町村は、日頃より地域の生活保護受給者以外の低所得世帯等にも接し、必要に応じて支援を行っていることから、本事業の実施主体として適当である。 また、本事業は、個人の支援プランを作成する事業であるため、個人情報を取り扱うこととなるが、守秘義務の点においても市町村を実施主体することが適当である。</p> <table border="1" data-bbox="331 1111 1453 1144"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 生活保護の受給に至らないボーダーライン層に対する自立支援は、より地域社会に身近な市町村が実施するが、本事業がこれまでにない新たな取組であることから、財政面から国が支援する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="331 1263 1453 1296"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td><input type="checkbox"/>否</td> </tr> </table> <p>(理由) 本事業は、上記「行政関与の必要性の有無」の(理由)のとおり、市町村を実施主体(責任主体)とするものであるが、個人情報保護等に配慮した上で、適切な外部機関に委託することは可能である。</p> <table border="1" data-bbox="331 1393 1453 1426"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="331 1523 1453 1650"> <tr> <td>事業の有効性</td> <td>生活保護の受給に至らないボーダーライン層について自立支援策(自立支援プランの作成)を講じることにより、就業等による自立が見込まれ、生活保護の受給に至ることを未然に防止することについて有効である。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="331 1702 1453 1807"> <tr> <td>効率性</td> <td>本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層への支援であるが、生活保護の決定・実施を行う行政機関を同時に本事業の実施主体とすることは、本事業との連携・連絡にかかるコストを最小限に出来ることから効率的である。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の有効性	生活保護の受給に至らないボーダーライン層について自立支援策(自立支援プランの作成)を講じることにより、就業等による自立が見込まれ、生活保護の受給に至ることを未然に防止することについて有効である。	効率性	本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層への支援であるが、生活保護の決定・実施を行う行政機関を同時に本事業の実施主体とすることは、本事業との連携・連絡にかかるコストを最小限に出来ることから効率的である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否																	
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無 (有の場合の整理の考え方)	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																	
事業の有効性	生活保護の受給に至らないボーダーライン層について自立支援策(自立支援プランの作成)を講じることにより、就業等による自立が見込まれ、生活保護の受給に至ることを未然に防止することについて有効である。																		
効率性	本事業は、生活保護の受給に至らないボーダーライン層への支援であるが、生活保護の決定・実施を行う行政機関を同時に本事業の実施主体とすることは、本事業との連携・連絡にかかるコストを最小限に出来ることから効率的である。																		

(政策等への反映の方向性)
 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
 (概算要求額:20,000百万円の内数)

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標		本事業と指標の関連についての説明
1	各年度の生活保護の開始世帯数	本事業は、本事業を実施した市町村において、生活保護の受給に至ることを未然に防止するものであることから、生活保護の開始世帯数は、本事業の効果を一定程度示すものである。
(調査名・資料出所、備考) 数値の集計方法については、本事業を実施した市町村への調査を行う予定である。		
アウトプット指標		本事業と指標の関連についての説明
1	自立支援プラン作成件数	市町村に配置した自立支援相談員が作成した自立支援プランの件数は、自立支援相談員の活動状況を示すものである。
(調査名・資料出所、備考) 数値の集計方法については、本事業を実施した市町村への調査を行う予定である。		

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課

事業名	精神障害者地域移行支援特別対策事業																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p> <p>施策目標1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること</p>																
事業の概要	<p>対象者の個別支援等に当たる地域移行推進員を指定相談支援事業者等に配置し、精神科病院の精神保健福祉士等と連携を図るとともに必要に応じ既に退院・地域移行した当事者による支援等を活用しつつ、退院・退所及び地域定着に向けて主に次の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科病院等における利用対象者に対する退院への啓発活動 退院に向けた個別の支援計画の作成 院外活動(福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等)に係る同行支援等 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整等 <p>また、地域体制整備コーディネーターを配置し、精神障害者の退院促進・地域定着に必要な体制整備の総合調整として主に以下のような業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 病院・施設への退院促進・地域定着支援のために必要な協力を得るための働きかけ 地域移行推進員と連携した各圏域市町村における必要な事業、資源(インフォーマルなものを含む。)の点検・開発に関する助言、指導 複数圏域にまたがる課題の解決に関する助言等 																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="328 1055 1458 1088"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 平成16年9月に厚生労働省精神保健福祉対策本部が取りまとめた「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において、退院可能精神障害者について、10年後の解消を図ることを基本方針として提示し、都道府県単位で医療と保健・福祉が連動した計画的な取組を進め、国としては全国レベルでの計画等を定めることとしている。これを受けて、障害福祉計画の基本指針(平成18年6月)を国が策定し、「平成24年度までに受入条件を整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」こととし、都道府県においてもこれを踏まえた障害福祉計画を策定しており、行政の関与が必要である。</p> <table border="1" data-bbox="328 1312 1458 1346"> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> </table> <p>(理由) 「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において基本方針を提示しているが、現実的には十分な予算が確保できないなどの理由により退院促進事業が実施されていない。 このため、全圏域において確実に実施することが重要であることから、平成20年度から平成24年度までを集中的取組期間として、既存の精神障害者退院促進支援事業を地域生活支援事業から独立させ、新たに特別対策事業として実施することにより、国として地方の取組を支援する必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="328 1547 1458 1581"> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>可</td> <td><input type="checkbox"/>否</td> </tr> </table> <p>(理由) 地域移行推進員や地域体制整備コーディネーターを配置した指定相談支援事業者等に事業委託が可能である。</p> <table border="1" data-bbox="328 1671 1458 1704"> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> </tr> </table> <p>(有の場合の整理の考え方)</p> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="328 1794 1458 1827"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> </table> <p>平成15年から平成17年までモデル的に実施された精神障害者退院促進支援事業においても、自立支援員を配置し、精神科病院内の精神保健福祉士等と連携して個別支援を行うことにより、退院支援に結びついてきたところであるが、本事業において、平成24年までを集中的取組期間として、圏域を全圏域に拡大し、退院後の定着支援も含めて実施することにより、自立した地域生活への支援が充実、強化され、確実な精神障害者の地域移行が期待される。</p> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="328 2051 1458 2119"> <tr> <td>平成24年までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。</td> </tr> </table>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無	事業の有効性	平成24年までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他														
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他														
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否															
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無															
事業の有効性																	
平成24年までを集中的取組期間として、全圏域において、事業実施することにより、効率的に事業の目的を達成することが可能である。																	

	(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,545百万円)	
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】	
	アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
	1 本事業により退院した精神障害者の数	退院可能精神障害者のうち、本事業の実施により退院した精神障害者の数を測定する。
	(調査名・資料出所、備考) 各事業実施者からの報告による。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	経済財政改革の基本方針2007	平成19年6月19日	「「障害者基本計画」に基づく重点施策実施計画を平成19年内に見直し、教育、就労、地域生活などへの支援を含む障害者施策全般を推進するとともに、障害者の自立と社会参加を促進する。また、発達障害児・者に対する支援や精神障害者の地域移行を推進する。」

平成19年度事業評価書(事前)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:大臣官房国際課

事業名	ASEAN地域の健康確保対策事業																																			
政策体系上の位置付け	<p>基本目標X 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること</p> <p>施策目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p> <p>施策目標1-1 国際機関の活動への参画・協力を推進すること</p>																																			
事業の概要	<p>本事業は、ASEAN地域において地域や職場での保健医療を確立するため、我が国の最良のシステム、経験、ノウハウを包括的に導入することを目的としている。</p> <p>具体的には、特定の対象国において、地域、職場、地方自治体、医療機関、中央省庁(保健省、労働省等)を連携させるパイロットプロジェクト(試験的事業)を実施し、地域の保健、産業保健水準を総合的に向上させるとともに自立を促進させ、さらにその成果を活用して、対象国以外の国・地域においても同様のシステム普及を図る事業である。</p> <p>対象国以外の国・地域への効果的な普及を図るためには、各国・地域の労使や各国の保健省、自治体関係者の理解を得ることが必要である。そこで、ASEAN全地域に対し、労使協調体制を構築し労働者の健康確保等の労働安全衛生を促進する事業及び保健省、自治体関係者に我が国の先進事例を学ばせ理解の促進を図る事業を併せて実施する。</p> <p>事業の実施にあたっては、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関(ILO、WHO)を通じた事業を実施することで、よりの確かつ効果的な事業を実施する。</p>																																			
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 必要性の評価</p> <table border="1" data-bbox="343 1048 1417 1518"> <tr> <td>行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td>国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> <td><input type="checkbox"/>その他</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) 国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。</td> </tr> <tr> <td>民営化や外部委託の可否</td> <td><input type="checkbox"/>可</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>否</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(理由) ILO、WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要であるため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。</td> </tr> <tr> <td>他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無</td> <td><input type="checkbox"/>有</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(有の場合の整理の考え方)</td> </tr> </table> <p>(2) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="343 1568 1417 1697"> <tr> <td>事業の有効性</td> </tr> <tr> <td>ASEAN地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。</td> </tr> </table> <p>(3) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="343 1747 1417 1832"> <tr> <td>事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:268百万円)</p>	行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。				国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他	(理由) 国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。				民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否		(理由) ILO、WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要であるため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。				他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無		(有の場合の整理の考え方)				事業の有効性	ASEAN地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。	事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。
行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 本事業は、アジア地域での地域保健・産業保健制度の構築を目的とした長期的な視野に立った技術協力(ODA)であり、国際機関を通じた協力を行う必要から、我が国政府が関与していく必要がある。																																				
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他																																	
(理由) 国際機関を通じての技術協力を行う必要から、国として事業を行う必要がある。																																				
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否																																		
(理由) ILO、WHOの有する専門的な知識やノウハウが必要であるため、当該国際機関を通じて事業を実施する必要がある。																																				
他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無																																		
(有の場合の整理の考え方)																																				
事業の有効性																																				
ASEAN地域の地域保健・産業保健水準を総合的に向上させることにより、地域住民・労働者の健康を確保することで社会的・経済的安定や発展をもたらす。同地域の安定は、我が国の経済的安定にもつながる。																																				
事業の実施にあたり、当該分野で豊富な知識と経験を有する国際機関を活用することで、より効率的かつ的確な事業を実施することができる。																																				

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトカム指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
(調査名・資料出所、備考) ※本事業の指標について、事業実施主体は国際機関であるため、事業計画が不確定な現時点での指標設定を行うことができない。	
アウトプット指標	本事業と指標の関連についての説明
1	
(調査名・資料出所、備考) ※本事業の指標について、事業実施主体は国際機関であるため、事業計画が不確定な現時点での指標設定を行うことができない。	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書（事後）要旨

平成19年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:労働基準局監督課

事業名	賃金不払残業の解消に向けた取組の推進																									
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること 施策目標1 労働条件の確保・改善を図ること 施策目標1-1 法定労働条件の確保・改善を図ること																									
事業の概要	① 事業主等に対する自主点検の実施 賃金不払残業の解消等法定労働条件の確保を図るため、自主点検表を活用して、事業場が法令等を十分理解し、自主的に法定労働条件を遵守できる基盤作りを促す。 ② 賃金不払残業の解消に向けた周知・啓発活動等の実施 賃金不払残業の解消と適正な労働時間管理に向けたキャンペーン活動を実施する(賃金不払残業等に関する無料電話相談の開設等)。 ③ 意識調査・研究の実施 企業における労働時間管理の方法等人事労務管理の状況、諸外国の状況等を把握し、適正な労働時間管理を行うための制度とその運用の在り方等についての研究を行う。																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (1) 有効性の評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 有効性の評価 ①労働基準監督署の是正指導件数をはるかに上回る数の事業場に対して自主点検表の配布を実施していること、②賃金不払残業に対するキャンペーン事業については、毎年、行政機関の閉庁日に無料電話相談を実施し、多くの相談が寄せられていること、③専門家による調査研究(※)によって、賃金不払残業に係る背景要因の研究を進め監督指導に活用したことにより、賃金不払残業の解消に向けた取組が着実に推進されていると評価できる。 ※「企業における労働基準に係るコンプライアンスの取組に関する調査研究」により、賃金不払残業を始めとした労働基準に関するコンプライアンスの背景要因や課題等の究明を行った。 </div> (2) 効率性の評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 効率性の評価 ①派遣労働者又は短時間労働者等、雇用形態に応じて重点化した自主点検を実施していること、②賃金不払残業に係る背景要因の究明を専門家の調査によりの確に実施していることにより、賃金不払残業の解消に向けた取組が効率的に推進されていると評価できる。 </div>																									
	(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:44百万円)																									
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" data-bbox="343 1592 1442 1720"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>自主点検表の配布枚数 (単位:枚)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>131,343</td> <td>114,100</td> <td>100,067</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>相談件数(賃金不払残業 キャンペーン)(単位:件)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,430</td> <td>1,247</td> <td>1,380</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、労働基準局監督課の調べによる。事業開始が平成16年度からのため、平成14～15欄の数値は記載できない。 ・指標2は、各年度の厚生労働省発表「賃金不払残業解消キャンペーン月間」における無料相談ダイヤル(11月23日)の相談受理結果による(無料相談ダイヤルに寄せられた相談の集計である)。事業開始が平成16年度からのため、平成14～15欄の数値は記載できない。 </div>					アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	自主点検表の配布枚数 (単位:枚)	—	—	131,343	114,100	100,067	2	相談件数(賃金不払残業 キャンペーン)(単位:件)	—	—	1,430	1,247	1,380
アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18																				
1	自主点検表の配布枚数 (単位:枚)	—	—	131,343	114,100	100,067																				
2	相談件数(賃金不払残業 キャンペーン)(単位:件)	—	—	1,430	1,247	1,380																				
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																							

平成19年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業安定局首席職業指導官室

事業名	失業者向け生活関連情報提供サービス事業の実施（失業者への生活関連情報のハローワークによるワンストップでの提供体制の整備）
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標 1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標 1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>
事業の概要	<p>ハローワークにおいて、下記の事業を実施することにより、求職者が安心して求職活動を行えるようにする。</p> <p>(1) 生活関連情報相談窓口における専門相談員による相談 大都市圏のハローワークに生活関連情報相談窓口を設置し、社会保険労務士、税理士、心理カウンセラー等の専門相談員による相談等を実施する。</p> <p>(2) ハローワークインターネットサービスによる生活関連情報の提供 失業に直面した際に生ずる様々な生活上の問題に関連する情報について、ハローワークインターネットサービスにより提供するほか、全国のハローワークにハローワークインターネットサービス閲覧用のパソコンを配置して閲覧できるようにする。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <div data-bbox="352 1016 1422 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>ハローワークインターネットサービスの生活関連情報提供ページは、平成18年度に年間615,471件のアクセスがあり、またハローワークの生活関連情報相談窓口における平成18年度の相談件数は2,097件と、広く有効に活用されているものと評価できる。</p> <p>また、今後、これらの支援を継続的に実施することにより、求職者が安心して求職活動に専念することができるようになり、引き続き再就職の促進に寄与することが期待される。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div data-bbox="352 1301 1422 1794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>(1) 手段の適正性 求職者が多く集まるハローワークにおいて、生活関連情報をワンストップで提供することは、生活関連の問題を抱えている求職者に一元的に雇用情報だけでなく各種の生活関連情報を提供できる点で最も効率的で、かつ効果的であると評価できる。</p> <p>また、ハローワークインターネットサービスは知名度もあり、求職者の一定のアクセス実績もあることから、ハローワークインターネットサービスに生活関連情報を掲載することは、効率的であると評価できる。</p> <p>(2) 費用と効果の関係に関する評価 生活関連の相談は多岐に渡ることから、既存の職員を教育育成するより、日替わりで税理士、社会保険労務士、心理カウンセラー等の各分野の専門家を委嘱する方が多様な相談に対応することが可能となるだけでなく、費用抑制の効果も大きい。</p> <p>また、ハローワークインターネットサービスに生活関連情報を掲載することで、少ない費用で、より多くの求職者に生活関連情報を提供することが可能となるため、効率的と評価できる。</p> <p>さらに、利用実績等を踏まえ、予算額を適宜見直しており、効率的な運用がなされているものと評価できる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:64百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	相談件数（単位：件）	—	421	2,368	2,282	2,097
2	ハローワークインターネットサービスへのアクセス件数（単位：件）	—	351,649	695,739	655,253	615,471

（調査名・資料出所、備考）

資料出所：

・指標1は、生活関連情報相談窓口における相談件数であり、各都道府県労働局からの報告によるものであり、職業安定局の調べによる。

・指標2は、ハローワークインターネットサービスの生活関連情報提供ページへのアクセス件数であり、職業安定局の調べによる。

備考：

・指標1及び2の平成15年度実績は、平成15年9月から平成16年3月の実績である。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003	平成15年6月27日	「国民の求める安心の実現に向け、ワンストップで雇用や失業関連の情報を提供する。」

平成19年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業安定局需給調整事業課

事業名	しごと情報ネットの拡充
政策体系上の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること</p> <p>施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること</p> <p>施策目標1-1 公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること</p>
事業の概要	<p>しごと情報ネットは、求職者が、インターネットを利用して、官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムであり、これを運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <p>有効性の評価</p> <p>しごと情報ネットが保有する求人情報件数（平成19年3月31日現在 約107万件（対前年同期比約15.6%増））及び参加機関数（平成19年3月31日現在 8,835機関（対前年同期比約35.4%増））がともに増加し、1日当たりのアクセス件数についてはPC版、携帯版併せて前年に引き続き100万件以上を維持しているなど、官民連携した求人情報提供の充実が図られているところである。こうした中で、障害者に係る求職者情報の情報提供件数についても、平成16年度449件、平成17年度2,264件、平成18年度2,480件と年々増加しており、本社の所在する労働局の管轄以外の求職者情報についても容易かつリアルタイムに入手が可能な状況となっていることから、求人企業の側が求職者情報を入手し、求職者に主体的に働きかける環境が整っている状況となっており、障害者の早期再就職等に有効に結びついているものである。</p> <p>また、しごと情報ネットから能力開発情報を提供するホームページへのアクセスについても、しごと情報ネットに対するアクセスが1日当たり100万件以上の高い件数を維持しているところであり、しごと情報ネットと職業能力開発情報を提供するホームページとの接続機能を整備したことにより、しごと情報ネットにアクセスした求職者が自らの職業能力の向上を図るための具体的行動を起こすことの支援に役立ち、就職の促進に有効に結びついているところである。</p> <p>(2) 効率性の評価</p> <p>効率性の評価</p> <p>・障害者に係る求職者情報を提供するため、また、求職者に対して広く職業能力開発情報を提供するために、知名度もあり一定のアクセス実績もあるしごと情報ネットを活用することは、アクセス件数の伸びを踏まえると、効率的であり手段として適正であったと考えられる。</p> <p>費用と効果の関係について</p> <p>・しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一カ所のシステム整備コスト及び運用コストがかかるだけとなっていること、また、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化を効率的に進めるものであると考えられる。</p> <p>・失業等給付を受給している者が、しごと情報ネットの情報を利用して再就職することにより、失業者及び失業期間が減少し、本事業にかかるコストに比して失業等給付の支出を相当分減少させることができるものとなっていることから、費用の面からも、効率的な手段として適正であったと考えられる。</p> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>近年、しごと情報ネットについては安定的稼働期に入っており、大幅なシステム改修予定は無いが、今般の評価等を踏まえて、今後とも利用者ニーズを踏まえた提供求人情報等の充実を着実に図っていく必要がある。従って、評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:438百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18
1	しごと情報ネットへのアクセス件数（1日当たりの平均アクセス件数）（単位：万件）	PC 34.6 携帯 31.6	43.1 43.4	45.7 54.0	45.6 64.0	45.1 60.2
2	しごと情報ネット掲載障害者求職情報件数（単位：件）	—	—	449	2,264	2,480
3	能力開発情報アクセス件数（単位：件）	—	—	—	—	—
（調査名・資料出所、備考） 指標1及び2については、ともにしごと情報ネットサーバーより把握（職業安定局の調べによる） 指標3については、技術的理由により件数を把握することができない。						

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)

平成19年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:職業安定局若年者雇用対策室

事業名	若年者ジョブサポーターによる新規学卒者等のマッチングの強化																															
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																															
事業の概要	在学中の早い段階からの職場見学等による職業理解の促進から、就職後の職場定着までの各段階を通じて、マンツーマンによる一貫した支援を行う若年者ジョブサポーターを全国の公共職業安定所に配置し、中学・高校卒業者の円滑、的確な就職を実現する。 (若年者ジョブサポーターの主な業務) ・ 早い段階からの職業意識の形成支援 ・ 就職希望者の把握 ・ 学校訪問等による就職希望者に対する個別の就職相談 ・ 企業訪問等による求人開拓 ・ 未内定者や未就職卒業者に対するきめ細かな就職支援 ・ 企業訪問等による学卒就職者の定着支援等																															
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 (1) 有効性の評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 有効性の評価 ジョブサポーターに対する学校の信頼も厚く、生徒に対するマンツーマンによる相談件数も着実に増加した結果、就職率(平成19年3月末時点)は、事業開始の平成14年3月末時点から7ポイント改善することとなったことは、若年者雇用情勢の改善を図るために有効であったと考えられる。 </div> (2) 効率性の評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 効率性の評価 若年者ジョブサポーターの配置人数については、平成14、15年度の一定期間配置から、平成16年度に通年配置としたことにより、若年者ジョブサポーターによる相談件数は大幅に増加しているが、若年者ジョブサポーター1人1月あたりの相談件数もアップしており、効果的な事業実施を図ることができたと考えられる。 </div>																															
	(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:1,491百万円)																															
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>新規高卒者の就職率(単位:%)</td> <td>95.1</td> <td>95.9</td> <td>97.2</td> <td>98.1</td> <td>96.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所:職業安定局調べによる 備考:・各年度の就職率は卒業年の6月末現在の実績である ・平成18年度は卒業年の3月末現在の就職内定率である</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ジョブサポーターによる相談件数(単位:件)</td> <td>42,805</td> <td>65,398</td> <td>161,611</td> <td>321,038</td> <td>426,516</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所:都道府県労働局からの報告による。 備考:ジョブサポーターの配置期間 ・平成14年度は2月～3月のみ ・平成15年度は4月～5月及び2月～3月のみ</p>	アウトカム指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	新規高卒者の就職率(単位:%)	95.1	95.9	97.2	98.1	96.7	アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	ジョブサポーターによる相談件数(単位:件)	42,805	65,398	161,611	321,038	426,516	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年6月27日</td> </tr> </tbody> </table>	年月日	平成15年6月27日
アウトカム指標		H14	H15	H16	H17	H18																										
1	新規高卒者の就職率(単位:%)	95.1	95.9	97.2	98.1	96.7																										
アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18																										
1	ジョブサポーターによる相談件数(単位:件)	42,805	65,398	161,611	321,038	426,516																										
年月日																																
平成15年6月27日																																

平成19年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業安定局外国人雇用対策課

事業名	日系人就業支援事業（日系人青少年に対するキャリア形成相談の実施）																																					
政策体系上の位置付け	基本目標Ⅳ 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標3 労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること 施策目標3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること																																					
事業の概要	日系人が集住する地域を管轄する安定所において、今後のキャリア形成など職業生活に関する意識を啓発し、我が国の労働慣行や日本で生活していく上での知識を身につけるために、日系人不就労者等に対するキャリア形成支援及び個別の指導・相談による就職支援を行う。																																					
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>有効性の評価</p> <p>雇用失業情勢の改善する中でも、日系人新規求職申込件数が増加していることから、日系人青少年の職業意識の醸成が図られ、事前に見込んだ効果があったと判断できる。</p> </div> <p>(2) 効率性の評価</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>効率性の評価</p> <p>(1) 手段の適正性 ガイダンス及び意識啓発指導を地元日系人コミュニティに出向いての実施や地域における外国人を対象とした各種イベント等、日系人が集まる場所・機会を積極的に活用して、効率的に実施した結果、ガイダンス回数、意識啓発指導回数ともに増加しており、手段が適正であったと考えられる。</p> <p>(2) 費用と効果の関係に関する評価 地域の自治体等と連携し、意識啓発指導の対象となる日系人が集まる場所・機会を捉えて実施しているため、対象者の捕捉率が高く、効率的に事業を実施できたことから、費用対効果の上でも有効であったと考えられる。</p> </div> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:34百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="352 1352 1426 1507"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>事業実施安定所における外国人雇用サービスコーナーの日系人新規求職申込件数（単位：件）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,994</td> <td>2,043</td> <td>2,211</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 指標は、職業安定局調べによる。</p> <table border="1" data-bbox="352 1585 1426 1713"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>日系人就業支援ガイダンス実施回数（単位：回）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50</td> <td>81</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>個別職業意識啓発指導回数（単位：回）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>124</td> <td>399</td> <td>823</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 資料出所：指標1、2ともに、職業安定局調べによる。 備考：指標1「日系人就業支援ガイダンス」においては、キャリア形成講座、労働関係法令制度の紹介、職場見学会等を実施。 指標2「個別職業意識啓発指導」では、個別に就職に向けた意識の啓発を行う。</p>			アウトカム指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	事業実施安定所における外国人雇用サービスコーナーの日系人新規求職申込件数（単位：件）	—	—	1,994	2,043	2,211	アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	日系人就業支援ガイダンス実施回数（単位：回）	—	—	50	81	77	2	個別職業意識啓発指導回数（単位：回）	—	—	124	399	823
アウトカム指標		H14	H15	H16	H17	H18																																
1	事業実施安定所における外国人雇用サービスコーナーの日系人新規求職申込件数（単位：件）	—	—	1,994	2,043	2,211																																
アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18																																
1	日系人就業支援ガイダンス実施回数（単位：回）	—	—	50	81	77																																
2	個別職業意識啓発指導回数（単位：回）	—	—	124	399	823																																
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）																																			

平成19年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課

事業名	一般事業主行動計画策定等支援事業																		
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>施策目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>																		
事業の概要	<p>次世代法第20条に基づき、一般事業主行動計画の策定を支援するため、厚生労働大臣が次世代育成支援対策推進センターを指定することとしている。また、主要な次世代育成支援対策推進センターに次世代育成支援対策推進員を配置すること等により、センター事業と一体となった一般事業主に対する支援を実施するとともに、特に計画策定が困難であると思われる中小企業を傘下に多く擁し、全国的に積極的な活動を行うなどの一定の要件を満たす次世代育成支援対策推進センターに対して、以下の事業を委託する。</p> <p>① 中小企業が一般事業主行動計画の策定・実施及び認定に向けての取組を進めるための好事例の収集及び認定マニュアルの作成</p> <p>② 一般事業主行動計画の策定・実施及び認定等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施</p>																		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <p>有効性の評価</p> <p>一般事業主行動計画の策定・届出が義務となっている301人以上の労働者を雇用する企業においては、ほぼ100%の実施が達成された。</p> <p>一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施回数は平成16年度の事業開始以降年々増加しており、また、中小企業が行動計画を策定する際の参考となる好事例・マニュアルの活用や講習会の実施等により、行動計画の策定・実施に向けた取組を行う中小企業の数が大幅に増加した（平成17年度1,657社→平成18年度5,736社）。</p> <p>これらにより、各企業の実情に応じた適切な一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策が着実に推進されており、労働者が安心して子どもを産み育てられる職場づくりに向け進展していると評価できる。</p> <p>(2) 効率性の評価</p> <p>効率性の評価</p> <p>企業の一般事業主行動計画の策定を支援する次世代育成支援対策推進センターを増やすとともに、次世代育成支援対策推進センターの活用により、行動計画を策定する事業主にきめ細かな支援を行うことで、個々の事業主の実情に合った効率的な行動計画の策定に資すると評価できる。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所用の予算を要求する。 (概算要求額:40百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="336 1682 1426 1854"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施回数（単位：回）</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>208</td> <td>262</td> <td>328</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、次世代育成支援対策推進センターが次世代育成支援センターにおいて企業を対象に行った講習会の実施回数である。</p>					アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施回数（単位：回）	-	-	208	262	328
アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18													
1	一般事業主行動計画の策定・実施等次世代育成支援対策に関する地域別、業種別講習会の実施回数（単位：回）	-	-	208	262	328													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																

平成19年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

事業名	入所児童の家族調整などを図る家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置																																										
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>施策目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>																																										
事業の概要	ファミリーソーシャルワーカーを配置することにより、児童相談所をはじめとする関係機関、子どもを直接ケアする職員、個別対応職員などと連携し、家庭環境の調整を図り、早期の家庭復帰を目指す。																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="312 797 1453 987"> <tr> <td colspan="6">有効性の評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6">ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数は平成16年度の事業開始以降年々増加しており、ファミリーソーシャルワーカーを拡充することは、関係機関とも連携した家族調整を行うことができ、その結果、より多くの児童の家庭復帰が図られ、児童の健全育成に資することができる。虐待等の増加により家族調整を行うことがより難しくなっていることを踏まえると、家族調整を専門的に行うファミリーソーシャルワーカーの配置は、児童の家庭復帰を図る上で有効であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(2) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="312 1048 1453 1211"> <tr> <td colspan="6">効率性の評価</td> </tr> <tr> <td colspan="6">児童が早期の家庭復帰をするには、家族の調整が図られることが必要である。一方で、直接ケア担当職員などは、日々の生活を見ることに時間をとられ家族調整に当てる時間が少なく、また、虐待等により施設への入所児童が増えている。これらの事情を踏まえると、ファミリーソーシャルワーカーにより必要とされる家族調整を専門的、短期的に行うことは、児童の早期家庭復帰にとって効率的であると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:77,965百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="312 1473 1453 1570"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>622</td> <td>690</td> <td>699</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。 ・事業開始が平成16年度からのため、平成14～15欄の数値は記載できない。</p>					有効性の評価						ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数は平成16年度の事業開始以降年々増加しており、ファミリーソーシャルワーカーを拡充することは、関係機関とも連携した家族調整を行うことができ、その結果、より多くの児童の家庭復帰が図られ、児童の健全育成に資することができる。虐待等の増加により家族調整を行うことがより難しくなっていることを踏まえると、家族調整を専門的に行うファミリーソーシャルワーカーの配置は、児童の家庭復帰を図る上で有効であると評価できる。						効率性の評価						児童が早期の家庭復帰をするには、家族の調整が図られることが必要である。一方で、直接ケア担当職員などは、日々の生活を見ることに時間をとられ家族調整に当てる時間が少なく、また、虐待等により施設への入所児童が増えている。これらの事情を踏まえると、ファミリーソーシャルワーカーにより必要とされる家族調整を専門的、短期的に行うことは、児童の早期家庭復帰にとって効率的であると評価できる。						アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数	-	-	622	690	699
有効性の評価																																											
ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数は平成16年度の事業開始以降年々増加しており、ファミリーソーシャルワーカーを拡充することは、関係機関とも連携した家族調整を行うことができ、その結果、より多くの児童の家庭復帰が図られ、児童の健全育成に資することができる。虐待等の増加により家族調整を行うことがより難しくなっていることを踏まえると、家族調整を専門的に行うファミリーソーシャルワーカーの配置は、児童の家庭復帰を図る上で有効であると評価できる。																																											
効率性の評価																																											
児童が早期の家庭復帰をするには、家族の調整が図られることが必要である。一方で、直接ケア担当職員などは、日々の生活を見ることに時間をとられ家族調整に当てる時間が少なく、また、虐待等により施設への入所児童が増えている。これらの事情を踏まえると、ファミリーソーシャルワーカーにより必要とされる家族調整を専門的、短期的に行うことは、児童の早期家庭復帰にとって効率的であると評価できる。																																											
アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18																																					
1	ファミリーソーシャルワーカーを配置した施設数	-	-	622	690	699																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																								

平成19年度事業評価書(事後)要旨

評価実施時期:平成19年8月

担当部局名:雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

事業名	児童自立生活援助事業の拡充																										
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>施策目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>																										
事業の概要	<p>児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)は、児童養護施設等を退所後の児童の自立を支援するため、自立援助ホームにおいて、相談や日常生活上の援助及び生活指導、就業の支援を行うものである。</p>																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="308 835 1442 965"> <tr> <td colspan="2">有効性の評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">児童自立生活援助事業の実施か所数は年々増加しているところであり、児童養護施設等を退所した後も家庭復帰できない児童等が自立援助ホームに入所することにより、生活指導や就労支援を受けることができるので、自立援助ホームの増加は、より多くの児童の早期の自立につながると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(2) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="308 1025 1442 1133"> <tr> <td colspan="2">効率性の評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">親等に代わって、児童指導員等の資格等を有する自立援助ホームの職員が、家庭復帰できない児童等に対して、より専門的な見地から生活指導や援助を行うことにより、児童の自立を効率的に促進できると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,668百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="308 1487 1425 1641"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>児童自立生活援助事業の実施か所数の増(単位:か所)</td> <td>20</td> <td>22</td> <td>26</td> <td>36</td> <td>41</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。</p>					有効性の評価		児童自立生活援助事業の実施か所数は年々増加しているところであり、児童養護施設等を退所した後も家庭復帰できない児童等が自立援助ホームに入所することにより、生活指導や就労支援を受けることができるので、自立援助ホームの増加は、より多くの児童の早期の自立につながると評価できる。		効率性の評価		親等に代わって、児童指導員等の資格等を有する自立援助ホームの職員が、家庭復帰できない児童等に対して、より専門的な見地から生活指導や援助を行うことにより、児童の自立を効率的に促進できると評価できる。		アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	児童自立生活援助事業の実施か所数の増(単位:か所)	20	22	26	36	41
有効性の評価																											
児童自立生活援助事業の実施か所数は年々増加しているところであり、児童養護施設等を退所した後も家庭復帰できない児童等が自立援助ホームに入所することにより、生活指導や就労支援を受けることができるので、自立援助ホームの増加は、より多くの児童の早期の自立につながると評価できる。																											
効率性の評価																											
親等に代わって、児童指導員等の資格等を有する自立援助ホームの職員が、家庭復帰できない児童等に対して、より専門的な見地から生活指導や援助を行うことにより、児童の自立を効率的に促進できると評価できる。																											
アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18																					
1	児童自立生活援助事業の実施か所数の増(単位:か所)	20	22	26	36	41																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																								

平成19年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

事業名	里親養育援助事業の創設														
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>施策目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>														
事業の概要	里親家庭に里親仲間や里親が指定する者などが、里親家庭を訪問し養育上の援助や相談を行う。														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 有効性の評価 里親養育援助事業の実施か所数は、平成16年度の事業開始以降年々増加しており、里親支援を拡充することは、里親受託の推進につながり、ひいては委託児童数の増加にも資することから、児童の健全な育成に有効であると評価できる。 </div> </p> <p>(2) 効率性の評価 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 効率性の評価 虐待を受けた子どもの訪問支援や相談支援の拡充を通じて、より多くの里親の不安・負担感を直接軽減させることができると評価できる。 </div> </p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:2,668百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="341 1438 1433 1525"> <thead> <tr> <th>アウトプット指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 里親養育援助事業の実施か所数の増(単位:か所)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。 ・事業開始が平成16年度からのため、平成14年～15年欄の数値は記載できない。</p>			アウトプット指標	H14	H15	H16	H17	H18	1 里親養育援助事業の実施か所数の増(単位:か所)	-	-	6	8	10
アウトプット指標	H14	H15	H16	H17	H18										
1 里親養育援助事業の実施か所数の増(単位:か所)	-	-	6	8	10										
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)												

平成19年度事業評価書（事後）要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

事業名	児童養護施設への被虐待児個別対応職員の配置の大幅な拡充																										
政策体系上の位置付け	<p>基本目標VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること</p> <p>施策目標1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p> <p>施策目標1-1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること</p>																										
事業の概要	被虐待児個別対応職員が、職員と子どもとの1対1の関係をつくり、問題を起こした子どもへの個別面接、創作活動（ものづくりなど）、生活場面での個別対応、保護者への定期的なケア、子どもに対するケアに関する一般職員等へのアドバイスを行う。																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(1) 有効性の評価</p> <table border="1" data-bbox="308 857 1394 1003"> <tr> <td colspan="2">有効性の評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被虐待児個別対応職員の配置か所数は、平成16年度の事業開始以降年々増加しており、被虐待児個別対応職員を拡充することは、集団処遇では対処しきれない子どもに対して個別対応職員により1対1での個別ケアを行うことにより、より子どもの健全な育成を図ることができると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(2) 効率性の評価</p> <table border="1" data-bbox="308 1059 1394 1182"> <tr> <td colspan="2">効率性の評価</td> </tr> <tr> <td colspan="2">被虐待児個別対応職員の配置か所数の拡充を通じて、問題行動の多い子どもを個別対応することにより、個別的なケアが確保されることになり、入所児童の健全な育成の実効性が確保されると評価できる。</td> </tr> </table> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:77,965百万円)</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="308 1473 1394 1563"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>被虐待児個別対応職員の配置か所数の増(単位:か所)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>630</td> <td>675</td> <td>682</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課が都道府県等からの報告に基づいて調査した結果による。 ・事業開始が平成16年度からのため、平成14年～15年欄の数値は記載できない。</p>					有効性の評価		被虐待児個別対応職員の配置か所数は、平成16年度の事業開始以降年々増加しており、被虐待児個別対応職員を拡充することは、集団処遇では対処しきれない子どもに対して個別対応職員により1対1での個別ケアを行うことにより、より子どもの健全な育成を図ることができると評価できる。		効率性の評価		被虐待児個別対応職員の配置か所数の拡充を通じて、問題行動の多い子どもを個別対応することにより、個別的なケアが確保されることになり、入所児童の健全な育成の実効性が確保されると評価できる。		アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	被虐待児個別対応職員の配置か所数の増(単位:か所)	-	-	630	675	682
有効性の評価																											
被虐待児個別対応職員の配置か所数は、平成16年度の事業開始以降年々増加しており、被虐待児個別対応職員を拡充することは、集団処遇では対処しきれない子どもに対して個別対応職員により1対1での個別ケアを行うことにより、より子どもの健全な育成を図ることができると評価できる。																											
効率性の評価																											
被虐待児個別対応職員の配置か所数の拡充を通じて、問題行動の多い子どもを個別対応することにより、個別的なケアが確保されることになり、入所児童の健全な育成の実効性が確保されると評価できる。																											
アウトプット指標		H14	H15	H16	H17	H18																					
1	被虐待児個別対応職員の配置か所数の増(単位:か所)	-	-	630	675	682																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																								

平成19年度成果重視事業評価書要旨

平成19年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：健康局結核感染症課

事業名	感染症発生動向調査事業																							
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p> <p>と</p> <p>施策目標 5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p>																							
事業の概要	<p>感染症発生情報をリアルタイムで各自治体に提供し、感染症の発生・拡大を防止するためのシステム開発・整備を行う事業である。</p>																							
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(有効性) 定量的目標である『「細菌性赤痢」「腸管出血性大腸菌感染症(O-157等)」の年間報告数10%削減』については、 ①「細菌性赤痢」においては、平成11年度の現行感染症法施行後、17年度末までの平均報告数(661)と、平成18年度報告数(速報値)を比較すると、約27%の減少を示している。また、平成17年度と18年度の比較(システム稼働開始は18年4月)でも13%減少しており、一定の効果があつたものと考えられる。 ②腸管出血性大腸菌感染症については対平均報告数、対前年報告数ともに増加しており、今後の報告数の推移を見守りたい。</p> <p>(効率性) システムは安定稼働(※参考)しており、自治体等関係者へのリアルタイム情報還元が実現されたことによって感染症対策の迅速な実施が可能となったが、これは他の手段によっては代替できないものと考えられることから、一定の効率性を有するものである。</p> <p>※参考 「感染症発生動向調査における集計等システムSLA報告書」より 1. システム稼働率(※) 100.0% 2. システムレスポンスタイム 1.0~3.3秒 3. ソフトウェア品質 致命的バグ 0件</p> <p>※システム稼働率=(総稼働予定時間-システム停止時間)/総稼働予定時間</p> <p>(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、今後の感染症発生動向調査事業及びシステム構築のあり方について検討を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 1525 1442 1778"> <thead> <tr> <th colspan="2">参考指標</th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>細菌性赤痢 年間報告数(単位:件)</td> <td>699</td> <td>473</td> <td>594</td> <td>553</td> <td>速報値 483</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>腸管出血性大腸菌感染症 年間報告数(単位:件)</td> <td>3,183</td> <td>2,999</td> <td>3,715</td> <td>3,589</td> <td>速報値 3,910</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1及び2は、感染症発生動向調査(結核感染症課調べ)による。なお、平成18年度の数値は速報値であり、平成19年10月確定値を公表予定である。</p>			参考指標		H14	H15	H16	H17	H18	1	細菌性赤痢 年間報告数(単位:件)	699	473	594	553	速報値 483	2	腸管出血性大腸菌感染症 年間報告数(単位:件)	3,183	2,999	3,715	3,589	速報値 3,910
参考指標		H14	H15	H16	H17	H18																		
1	細菌性赤痢 年間報告数(単位:件)	699	473	594	553	速報値 483																		
2	腸管出血性大腸菌感染症 年間報告数(単位:件)	3,183	2,999	3,715	3,589	速報値 3,910																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																					

平成19年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：健康局総務課生活習慣病対策室

事業名	健康増進総合支援システム事業																																										
政策体系上の位置付け	<p>基本目標 I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること</p> <p>施策目標 1 2-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図ること</p>																																										
事業の概要	<p>生活習慣病の主要因である国民の生活改善を行うためには、必要な情報提供や継続的専門指導の実施プログラムなどが不可欠であり、現行の健康情報網システムを再構築し、科学的知見に基づく正しい情報の発信、保健師等の専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を行う事業である。</p>																																										
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>インターネット等を活用して、①科学的知見に基づく正しい情報の発信、②自ら生活習慣の改善を行うことを支援するプログラムの開発、③保健師等専門家の個別指導が受けられる双方向対話型プログラムの開発を平成19年度に行う。</p> <p>当該事業を国が行うことは、医療関係機関等の科学的知見に基く正しい情報の共有化が図れるため効率的である。</p> <p>また、生活習慣の行動変容に基づくシステムをインターネットを通じて利用することにより、国民自ら健康管理を行うことが可能となるため有効である。</p>																																										
	<p>(政策等への反映の方向性) 今後行われる評価結果を踏まえ、今後の生活習慣病対策のあり方について検討を行う。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="363 1104 1453 1357"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 健康増進総合支援システムへの情報のアクセス件数 (単位：件数)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 健康増進総合支援システムの活用件数 (単位：件数)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 健康増進総合支援システム利用者の満足度 (単位：%)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) 健康増進総合支援システムは平成20年度からの運用に向け対応しているところである。</p>					アウトプット指標		H16	H17	H18	H19	1 健康増進総合支援システムへの情報のアクセス件数 (単位：件数)	実績	—	—	—	—	目標	—	—	—	—	2 健康増進総合支援システムの活用件数 (単位：件数)	実績	—	—	—	—	目標	—	—	—	—	3 健康増進総合支援システム利用者の満足度 (単位：%)	実績	—	—	—	—	目標	—	—	—
アウトプット指標		H16	H17	H18	H19																																						
1 健康増進総合支援システムへの情報のアクセス件数 (単位：件数)	実績	—	—	—	—																																						
	目標	—	—	—	—																																						
2 健康増進総合支援システムの活用件数 (単位：件数)	実績	—	—	—	—																																						
	目標	—	—	—	—																																						
3 健康増進総合支援システム利用者の満足度 (単位：%)	実績	—	—	—	—																																						
	目標	—	—	—	—																																						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																								

平成19年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：老健局老人保健課

事業名	マンモグラフィ緊急整備事業																																																
政策体系上の位置付け	<p>基本目標IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策目標3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 施策目標3-1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること</p>																																																
事業の概要	<p>本事業は、平成17・18年度にマンモグラフィを整備する費用に対して国庫補助を行うものである。 これにより、市町村において実施するマンモグラフィによる乳がん検診を促進し、乳がん検診の受診率を向上させ、乳がん患者を早期に発見し、死亡率の減少に資することとなる。</p>																																																
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 平成17年度地域保健・老人保健事業報告より、市町村におけるマンモグラフィによる乳がん検診の受診者数は約160万人、うち、発見した乳がん患者は目標の2倍以上となる4,398人であり、平成17年度については目標を十分達成したと評価できる。 なお、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定である。</p> <p>(政策等への反映の方向性) 本事業は、平成17・18年度にマンモグラフィを整備する費用に対して国庫補助を行うものであり、平成19・20年度は予算要求していない。 なお、目標値については、本事業により整備したマンモグラフィの効果も測定できるよう、平成19年度まで設定しているものである。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="323 1144 1461 1473"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 発見乳がん患者数 (単位：人)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>4,398</td> <td>集計中</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>2,000</td> <td>3,200</td> <td>4,300</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定。</td> </tr> <tr> <th colspan="2">アウトプット指標</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">1 マンモグラフィ受診者数 (単位：人)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>1,604,557</td> <td>集計中</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="6">(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定。</td> </tr> </tbody> </table>			アウトカム指標		H16	H17	H18	H19	1 発見乳がん患者数 (単位：人)	実績	—	4,398	集計中	—	目標	—	2,000	3,200	4,300	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定。						アウトプット指標		H16	H17	H18	H19	1 マンモグラフィ受診者数 (単位：人)	実績	—	1,604,557	集計中	—	目標	—	—	—	2,000,000	(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定。					
アウトカム指標		H16	H17	H18	H19																																												
1 発見乳がん患者数 (単位：人)	実績	—	4,398	集計中	—																																												
	目標	—	2,000	3,200	4,300																																												
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定。																																																	
アウトプット指標		H16	H17	H18	H19																																												
1 マンモグラフィ受診者数 (単位：人)	実績	—	1,604,557	集計中	—																																												
	目標	—	—	—	2,000,000																																												
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年3月に公表予定。																																																	
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	<p>施政方針演説等</p> <p>経済財政改革の基本方針2007</p>	<p>年月日</p> <p>平成19年6月19日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>「「がん対策推進基本計画」に基づき、10年以内のがんの死亡率を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組む。」</p>																																														

平成19年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：大臣官房統計情報部企画課情報企画室

事業名	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業																													
政策体系上の位置付け	基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること 施策目標1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること																													
事業の概要	平成16年3月に策定された「共通システムの見直し方針」に基づき、府省内ネットワークの集約化・共用化を実施し、府省内のLANで運用する電子メールシステム、電子掲示板等の基本システムを統一するとともに、LANの運用管理業務の集中化を図るものである。 ※参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html																													
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 最適化実施により、これまで別に調達していたインターネット回線を中核的LANシステムの更改(2005年7月)と一括して調達したところ、予定していたとおり、年間22,800千円が経費削減され、また、中核的LANシステムの更改を実施することにより、運用等に職員が費やす年間約2,250時間の削減となり、目標値を達成したと評価できる。																													
	(政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:245百万円)																													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】																													
	<table border="1" data-bbox="331 1451 1449 1731"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 削減経費（中核的LANシステムの更改） （単位：千円）</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>22,800</td> <td>22,800</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>22,800</td> <td>22,800</td> <td>22,800</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 削減業務処理時間 （単位：時間）</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> <td>2,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、「最適化効果指標・サービス指標一覧（厚生労働省ネットワーク（共通システム）」（2007年（平成19年）8月23日厚生労働省行政情報化推進会議決定。別添参照。）による。 事業開始が平成17年度からのため、平成16欄の数値の記載はなし。</p>			アウトカム指標		H16	H17	H18	H19	1 削減経費（中核的LANシステムの更改） （単位：千円）	実績	—	22,800	22,800	—	目標	—	22,800	22,800	22,800	2 削減業務処理時間 （単位：時間）	実績	—	2,250	2,250	—	目標	—	2,250	2,250
アウトカム指標		H16	H17	H18	H19																									
1 削減経費（中核的LANシステムの更改） （単位：千円）	実績	—	22,800	22,800	—																									
	目標	—	22,800	22,800	22,800																									
2 削減業務処理時間 （単位：時間）	実績	—	2,250	2,250	—																									
	目標	—	2,250	2,250	2,250																									
※別添は、評価書に添付している。																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																											

平成19年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：職業安定局労働市場センター業務室

事業名	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業																																									
政策体系上の位置付け	基本目標XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること 施策目標1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること																																									
事業の概要	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化にあたっては、「予算効率の高い簡素な政府の実現」を目標として、「利用者の利便性の維持・向上」、「業務の効率化・合理化」、「安全性・信頼性の確保」及び「経費削減」の4つを基本理念として、以下を実施する。 【実施施策(主なもの)】 1 利用者(国民、事業主)の利便性の向上 事業主等の事務手続きにかかる負担軽減、利用者向けの求人情報提供サービスの向上を図る。 2 業務の処理の効率化・合理化 職業安定行政関係業務においては、利用者と対面で行う業務が根幹となることから、失業の認定、職業相談・職業紹介、事業主指導等に十分に時間をかけて対応できる体制の確保を図る。 3 システム機能の統廃合・システム構成の見直し これまで別のシステムとして構築・運用されてきた総合的雇用情報システム、雇用保険トータル・システム等については、「職業安定行政関係システム(仮称)」として一体化する。 4 安全性・信頼性の確保 職業安定行政関係業務が大量の企業情報、個人情報扱う業務であることを考慮して、セキュリティの確保等に万全を期す。 5 調達における透明性の確保 システムの調達や契約に関する透明性や公平性の向上を推進する。 6 業務・システム最適化計画の実施に向けた体制の整備 ITガバナンスの強化とPDCAサイクルの確立 ※参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html																																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 1 削減経費 平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。 2 削減業務処理時間 平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。 3 オンライン申請利用率 促進策の推進を行ってきたが、目標率達成には至らなかった。 (政策等への反映の方向性) 評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:12,379百万円) 【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" data-bbox="352 1570 1374 1798"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 削減経費 (単位：千円)</td> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 削減業務処理時間 (単位：時間)</td> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 オンライン申請利用率 (単位：%)</td> <td>実績</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、「最適化効果指標・サービス指標一覧(職業安定行政関係業務)」(2007年(平成19年)8月23日厚生労働省情報政策会議決定。別添参照。)による。 事業開始が平成18年度からのため、平成16～17欄の数値の記載はなし。 ・指標1は2008年度(平成20年度)より、指標2は2011年度(平成23年度)より目標設定を行い、効果が発現する予定である。 ・指標3の数値は、以下の計算式により算出した。 【計算式】 オンライン申請利用率=オンライン申請件数/全申請件数×100</p>			アウトカム指標		H16	H17	H18	H19	1 削減経費 (単位：千円)	実績	-	-	なし	なし	目標	-	-	なし	なし	2 削減業務処理時間 (単位：時間)	実績	-	-	なし	なし	目標	-	-	なし	なし	3 オンライン申請利用率 (単位：%)	実績	-	-	別添の1 (1)③ 参照		目標	-	-	別添の1 (1)③ 参照	別添の1 (1)③ 参照
アウトカム指標		H16	H17	H18	H19																																					
1 削減経費 (単位：千円)	実績	-	-	なし	なし																																					
	目標	-	-	なし	なし																																					
2 削減業務処理時間 (単位：時間)	実績	-	-	なし	なし																																					
	目標	-	-	なし	なし																																					
3 オンライン申請利用率 (単位：%)	実績	-	-	別添の1 (1)③ 参照																																						
	目標	-	-	別添の1 (1)③ 参照	別添の1 (1)③ 参照																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																							

※別添は、評価書に添付している。

平成19年度成果重視事業評価書要旨

担当部局名:労働基準局労災補償部労災保険業務室システム最適化推進室

評価実施時期:平成19年8月

事業名	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業																																									
政策体系上の位置付け	基本目標XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること 施策目標1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること																																									
事業の概要	1 労災保険給付における本省払いへの集約化 労災保険の給付事務のうち、都道府県労働局及び労働基準監督署において行っている支払事務を本省に集中化する。 2 システム化による業務効率化 次の業務をシステム化することにより業務の効率化を図る。 ①労災保険特別加入に係る承認・給付業務、 ②第三者行為災害における求償業務、 ③義肢等の支給業務、 ④各種統計の集計業務 ⑤認定等の支援業務 3 メインフレームのオープン化 メインフレームを廃止してオープン化するとともに、標準技術を採用した汎用製品等を利用することで、柔軟性・拡張性の高いシステムとする。 4 他のシステムとの連携強化 他のシステムとの連携を強化し、基礎年金番号を利用しての支給調整等の業務を適正かつ迅速に行う。 ※参考:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html																																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> 1 削減経費 平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。 2 削減業務処理時間 平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。 3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したが、目標値達成には至らなかった。 <p>(政策等への反映の方向性)</p> 1 平成20年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。 2 オンライン申請の利用促進については、これまでの状況についての分析結果を踏まえ、引き続き促進策の検討等を行う。評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:4,516百万円) <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="360 1543 1385 1789"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 削減経費 (単位:千円)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 削減業務処理時間 (単位:時間)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 オンライン申請利用率 (単位:%)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1～3は、「最適化効果指標・サービス指標一覧(労災保険給付業務の業務・システム)」(2007年(平成19年)8月23日厚生労働省情報政策会議決定。別添参照。)による。 事業開始が平成18年度からのため、平成16～17年度の数値の記載はなし。 指標1は2009年度(平成21年度)より、指標2は2011年度(平成23年度)より目標設定を行い、効果が発現する予定である。 指標3の数値は、以下の計算式により算出した。 【計算式】 オンライン申請利用率=オンライン申請件数/全申請件数×100 <p>※別添は、評価書に添付している。</p>			アウトカム指標		H16	H17	H18	H19	1 削減経費 (単位:千円)	実績	—	—	なし	なし	目標	—	—	なし	なし	2 削減業務処理時間 (単位:時間)	実績	—	—	なし	なし	目標	—	—	なし	なし	3 オンライン申請利用率 (単位:%)	実績	—	—	別添の1 (1)③ 参照		目標	—	—	別添の1 (1)③ 参照	別添の1 (1)③ 参照
アウトカム指標		H16	H17	H18	H19																																					
1 削減経費 (単位:千円)	実績	—	—	なし	なし																																					
	目標	—	—	なし	なし																																					
2 削減業務処理時間 (単位:時間)	実績	—	—	なし	なし																																					
	目標	—	—	なし	なし																																					
3 オンライン申請利用率 (単位:%)	実績	—	—	別添の1 (1)③ 参照																																						
	目標	—	—	別添の1 (1)③ 参照	別添の1 (1)③ 参照																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																							

平成19年度成果重視事業評価書要旨

担当部局名:労働基準局労災補償部労災保険業務室システム最適化推進室

評価実施時期:平成19年8月

事業名	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業																																									
政策体系上の位置付け	基本目標XII 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること 施策目標1 電子政府推進計画を推進すること 施策目標1-1 行政分野へのIT(情報通信技術)の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること																																									
事業の概要	1 相談業務の効率化のための対応 (1) 府省共通業務・システムである「苦情・相談対応業務」の業務・システムの最適化の動向を踏まえ、府省共通業務・システムを積極的に活用する。 (2) 労働相談窓口支援システムを構築する。 (3) 録音音声等に対応する機能や、インターネットを利用したホームページの画面案内(FAQの掲載等)により365日24時間対応が可能なシステムを構築する。 2 免許管理業務の集中化等 免許管理業務の集中化を行い、免許証の作成を自動化する。 3 手作業業務のシステム化 労働基準関係法令違反の申告に対する申告処理業務、未払賃金立替払業務、特定機械管理等業務などの手作業業務をシステム化する。 ※参考:厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html																																									
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 1 削減経費 平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。 2 削減業務処理時間 平成18(2006)年度においては、最適化の効果は発現しない。 3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したが、目標値達成には至らなかった。 (政策等への反映の方向性) 1 平成20年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。 2 オンライン申請の利用促進については、これまでの状況についての分析結果を踏まえ、引き続き促進策の検討等を行う。 (概算要求額:4,670百万円)																																									
	【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】 <table border="1" data-bbox="347 1491 1374 1727"> <thead> <tr> <th colspan="2">アウトカム指標</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1 削減経費 (単位:千円)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 削減業務処理時間 (単位:時間)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3 オンライン申請利用率 (単位:%)</td> <td>実績</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> <td></td> </tr> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> <td>別添の1 (1)③ 参照</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考) ・指標1～3は、「最適化効果指標・サービス指標一覧(監督・安全衛生等業務)」(2007年(平成19年)8月23日厚生労働省情報政策会議決定。別添参照。)による。 事業開始が平成18年度からのため、平成16～17年度の数値の記載はなし。 ・指標1は、2009年度(平成21年度)より、指標2は2011年度(平成23年度)より目標設定を行い、効果が発現する予定である。 ・指標3の数値は、以下の計算式により算出した。 【計算式】 オンライン申請利用率=オンライン申請件数/全申請件数×100</p>			アウトカム指標		H16	H17	H18	H19	1 削減経費 (単位:千円)	実績	—	—	なし	なし	目標	—	—	なし	なし	2 削減業務処理時間 (単位:時間)	実績	—	—	なし	なし	目標	—	—	なし	なし	3 オンライン申請利用率 (単位:%)	実績	—	—	別添の1 (1)③ 参照		目標	—	—	別添の1 (1)③ 参照	別添の1 (1)③ 参照
アウトカム指標		H16	H17	H18	H19																																					
1 削減経費 (単位:千円)	実績	—	—	なし	なし																																					
	目標	—	—	なし	なし																																					
2 削減業務処理時間 (単位:時間)	実績	—	—	なし	なし																																					
	目標	—	—	なし	なし																																					
3 オンライン申請利用率 (単位:%)	実績	—	—	別添の1 (1)③ 参照																																						
	目標	—	—	別添の1 (1)③ 参照	別添の1 (1)③ 参照																																					
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																							

※別添は、評価書に添付している。

平成19年度成果重視事業評価書要旨

評価実施時期：平成19年8月

担当部局名：労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室

事業名	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業
政策体系上の位置付け	<p>基本目標ⅩⅡ 国民生活の利便性の向上に関わるIT化を推進すること</p> <p>施策目標1 電子政府推進計画を推進すること</p> <p>施策目標1-1 行政分野へのIT（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化を図ること</p>
事業の概要	<p>1 労働・社会保険関係手続のワンストップ化 労働保険適用徴収関係手続について、事業設立や廃止等の同一契機に行う手続を中心に、これまで都道府県労働局、労働基準監督署又は公共職業安定所で受け付けていた届出等をいずれか一カ所で受け付けることを可能とするワンストップ化を図り、事業主等の利便性の向上を図る。 また、事業場を特定する番号について、雇用保険給付に係るシステムで用いている番号との統一化による同システムとのデータの共用化を行う。さらに、社会保険との事業場（事業所）コードの共通化に向けた検討を進めるとともに、法人コードを記録することを検討する。</p> <p>2 都道府県を越える所在地変更時における届出等の簡素化 都道府県を越える事業場所在地の変更時に、移転元及び移転先の都道府県労働局等で必要であった確定保険料の申告等の手続を不要とし、移転先の都道府県労働局等への手続のみで可能とすることにより、事業主等の申告書作成に係る作業量の軽減及び複数窓口への提出作業等の削減を図る。</p> <p>3 申告書等の書類管理のシステム化 年度更新申告書等をスキャナ等で電子画像化し、受付状況と併せてシステムで管理することで、検索を容易にし、事業主等からの問い合わせ対応等に係わる業務の合理化及び未申告事業場の管理の効率化を図る。</p> <p>4 問い合わせ対応業務等の外部委託化 従来、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所等において行っていた事業主等からの問い合わせや帳票提供依頼への対応について、外部委託により運営を行う「集中事務処理センター（仮称）」にて、集中的かつ効率的に対応する。</p> <p>5 電子申請システムの見直しによる事業主等の電子申請時の負担の軽減等による電子申請の利用促進 府省共通業務・システムである「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」の最適化計画に沿って整備されるe-Gov（電子政府の総合窓口）に電子申請の窓口機能を統合し、電子申請の利用者の端末の多様化（多様なオペレーティングシステムが利用可能となる）、Web化（プログラムのダウンロード等を不要となる）、仕様の公開（事業主や労働保険事務組合等が利用している各種データを活用して電子申請を行うことが可能となる）及び電子申請の操作の共通化等を実現することにより、事業主等の電子申請に係る負担が軽減される。 また、申請書等の作成および提出代行を行う社会保険労務士からの年度更新申告について、事業主の電子署名を不要とする方式を活用することにより、社会保険労務士の電子申請の利用促進を図る。</p> <p>6 届出書類作成支援機能の提供 従来、読み取り装置の関係で指定用紙であった届出様式を、事業主等がパソコンで普通用紙を用</p> <p>7 メインフレームのオープン化 再構築によりメインフレームをオープン化することにより、運用コスト及び調達コストの削減を図る。</p> <p>※参考：厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/sinsei/torikumi/03/index.html</p>
	<p>【評価結果の概要】</p> <p>1 削減経費 2006(平成18)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>2 削減業務処理時間 2006(平成18)年度においては、最適化の効果は発現しない。</p> <p>3 オンライン申請 利用促進策を推進した結果、利用率が前年度に比べ向上したが、目標値達成には至らなかった。</p> <p>(政策等への反映の方向性)</p> <p>1 平成20年度予算については、国庫債務負担行為等に基づき、所要の予算を要求する。</p> <p>2 オンライン申請の利用促進については、これまでの状況についての分析結果を踏まえ、引き続き促進策の検討等を行う。評価結果を踏まえ、平成20年度予算概算要求において所要の予算を要求する。 (概算要求額:6,843百万円)</p>

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策に関する
評価結果の概
要と達成すべき
目標等

アウトカム指標		H16	H17	H18	H19
1 削減経費 (単位：千円)	実績	—	—	なし	なし
	目標	—	—	なし	なし
2 削減業務処理時間 (単位：時間)	実績	—	—	なし	なし
	目標	—	—	なし	なし
3 オンライン申請利用率 (単位：%)					
オンライン申請手続名					
概算・増加概算・確定保険 料申告書	実績	—	—	0.46	
	目標	—	—	10.00	20.00
概算保険料の延納の申請	実績	—	—	0.46	
	目標	—	—	10.00	20.00
労働保険事務の処理の委託	実績	—	—	0.005	
	目標	—	—	1.00	5.00
保険関係成立届	実績	—	—	0.29	
	目標	—	—	1.00	5.00
名称・所在地等変更届	実績	—	—	0.28	
	目標	—	—	1.00	5.00
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始が平成18年度からのため、平成16～17年度の数値の記載はなし。 ・指標1は2008年度(平成20年度)より、指標2は2011年度(平成23年度)より目標設定を行い、効果が発現する予定である。 ・指標3の数値は、以下の計算式により算出した。 					
【計算式】オンライン申請利用率=オンライン申請件数/全申請件数×100					

関係する施政
方針演説等内
閣の重要政策
(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)